

ゆうゆう共済

総合パンフレット・重要事項説明書

支えられて
30周年

「ゆうゆう共済」とは、全トヨタ労連に加盟する労働組合による助け合いの保障制度です。

1989年、全トヨタ労連が組合員のためにスタートした
総合保障共済「ゆうゆう共済」は今年で事業開始30周年を迎えました。

契約内容を
変更される場合、
申込書提出締切日は
12月26日(木)
です。



もっと
組合員のためになる
“ゆうゆう共済”を

全トヨタ労連の組合員がより安心で豊かに暮らせるために、「ゆうゆう」から「ゆうゆう共済」へ進化させ、30周年を機に組合員の声として多かった介護・認知症保障、持病持ちの人でも加入しやすい緩和生命・緩和医療等の制度新設を行い、保障の拡充を図りました。



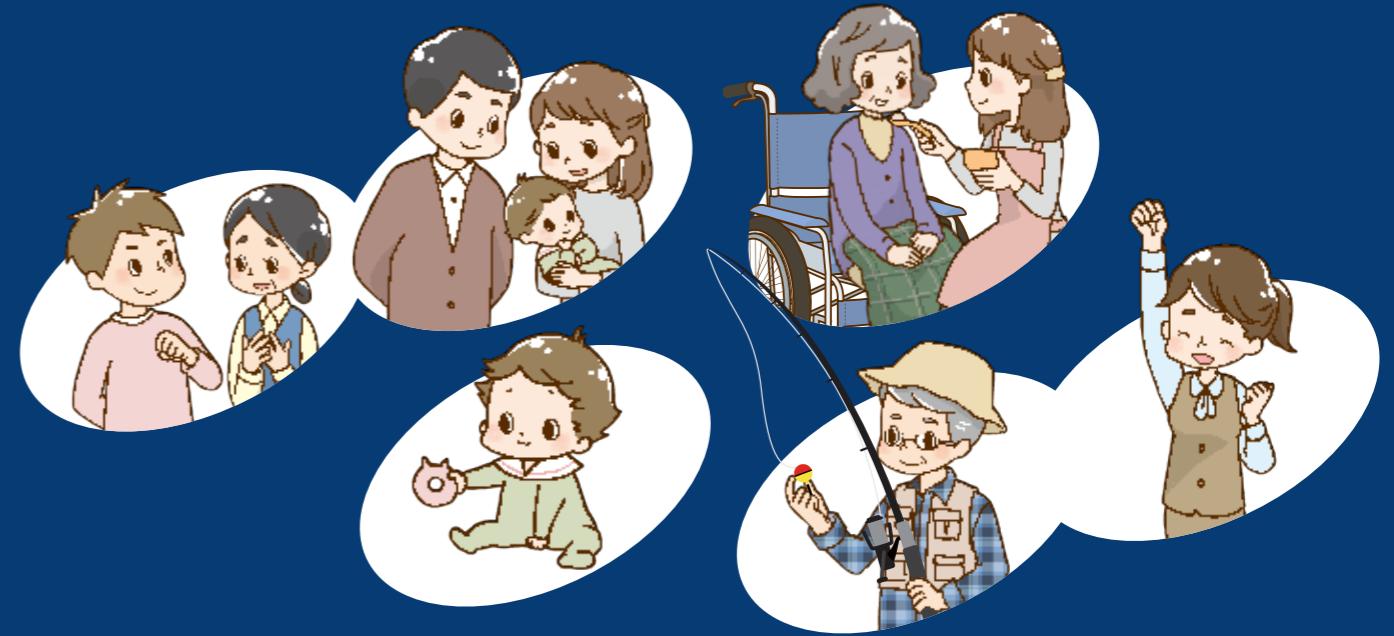
全トヨタ労働組合連合会

ゆうゆう共済 検索

今の自分に本当に必要な保障が確保できること。 それが「ゆうゆう共済」の願いです。

少子高齢化や若者の未婚・晩婚化などが社会問題になっている現在の日本。人々のライフスタイルも多様化し、保障に対する考え方も変化しています。ふたご出産や高齢出産、働きながらの介護、生涯独身、再婚やシングルマザー・ファーザー…。「この年代ならこの保障」というライフステージでの概念に加え、人それぞれのライフスタイルに合わせた保障設計が必要になってきました。

「ゆうゆう共済」は、こうした新しい保障の考え方にも対応できる総合保障共済制度です。



ゆうゆう共済の ポイント

加入者約19万人のスケールメリット! みんなで加入するから実現した 手ごろな掛金、手厚い保障

企業の枠を超えた「オールトヨタ」としての取り組みで発足した総合保障共済「ゆうゆう共済」。多くの組合員が加入することで実現した団体掛け金、組合員の声が届いての制度の新設・見直しなど、「ゆうゆう共済」は、まさに全トヨタ労働組合連合会の組合員の助け合いの気持ちの結晶です。

組合員の数だけライフスタイルがある… 多彩なラインアップから 保障プランを自由にカスタマイズ

「就職したら、次は結婚。子どもが生まれたら家を買って…」
ライフスタイルの多様化が進む現代社会では、こうした従来の概念にとらわれない、新しい保障の考え方が必要です。保障をトータルに揃えた「ゆうゆう共済」で、ジャストフィットの保障を備えることができます。

「生命保障」はもちろん「介護保障」など、 組合員目線がうれしいトータル保障

生命・医療保障から介護、住宅保障まで「ゆうゆう共済」の保障ラインアップは多彩なカテゴリーをカバー。組合員だけでなく、ご家族もご加入いただけます。

「ゆうゆう共済」は 介護のリスクをカバー

今は元気で暮らしていても、1年後には親の介護が必要になっているかも。人生100年時代を迎えつつある昨今、要介護(要支援)の認定者は右肩上がりで平成29年4月現在では633万人。平成12年から2.9倍に増加。そんな時代に対応して、ゆうゆう共済では組合員本部や両親などが加入できる「介護・認知症保障」を新設しました。

入院4保障・介護認定・認知症など、 ゆうゆう共済ならではの保障制度

ゆうゆう共済では各種保障に入院4保障(国内臓器移植保障・海外心臓移植保障・骨髄ドナー提供者保障・難病指定保障)などを無償で付帯し、組合員と組合員の家族を幅広くサポートしています。

退職後のセカンドライフも大切 「ゆうゆう共済」なら 保障を継続できるから安心

日本人の平均寿命は世界でもトップクラス。退職してからも、あなたの人生は続きます。「ゆうゆう共済」には退職後でも移行加入できる共済制度があるから、退職後のセカンドライフも安心です。

支えられて
30周年

ゆうゆう共済 の歴史

1980 組合員の生活と将来を守るライフサポートのために新保障制度を検討

1988 全トヨタ労連総合共済「ゆうゆう共済」制度発足を大会に提案

1989 全トヨタ労連総合共済「ゆうゆう共済」発足 6保障にてスタート(6保障)

火災共済	交通災害共済	生命共済
医療共済	休業共済	賠償共済

1993 共済金請求時の診断書料補助を開始



1998 イメージキャラクター「ゆうゆう君」が誕生

2001 保障の見直しセンターの利用開始

2010 新ゆうゆう発足 9保障と5特約ラインナップ【9保障+5特約のラインナップ】

生命・後遺障害保障	事故上乗せ特約
入院・手術保障	医療上乗せ特約 三大疾病特約
休業保障	
長期収入保障	
賠償保障	
交通災害保障	
終身生命保障	
終身医療保障	
火災保障	自然災害保障 借家人賠償責任特約

2011 自然災害保障 「大型タイプ」を新設
生命・後遺障害保障 掛金引上げ

2012 休業保障 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の導入

2013 生命・後遺障害保障 掛金引下げ

入院・手術保障 掛金引下げ

休業保障 掛金引上げ

2014 生命・後遺障害保障 掛金引上げ

入院・手術保障 掛金引下げ

休業保障 掛金引上げ

2015 生命・後遺障害保障 特定不妊治療保障の新設

生命・後遺障害保障 ふたご誕生保障の新設

生命・後遺障害保障 障がい児福祉保障の新設

生命・後遺障害保障 掛金引下げ

休業保障 掛金引上げ

長期収入保障 掛金引下げ

火災保障・自然災害保障 建物構造区分および掛金の改定

火災保障・自然災害保障 住宅・家財契約における加入基準の改定

火災保障 類焼損害保障特約・盗難保障特約の新設

自然災害保障 総支払総額の引上げ

自然災害保障 「大規模半壊(大規模半壊・大規模半焼)」区分の新設

2016 生命・後遺障害保障(退職者会) 掛金引下げ
休業保障 掛金引上げ

2017 入院・手術保障 掛金引下げ一部引上げ

入院・手術保障 三大疾病特約支払い条件の緩和

入院・手術保障 先進医療費用保障の保障限度引上げ

生命・後遺障害保障 300万円の新設

生命・後遺障害保障 共済金支払方法「年金払い方式」の導入

賠償保障 掛金引下げ

休業保障 掛金引上げ

長期収入保障 掛金引下げ

診断書補助の取扱いの変更(共済金請求時) 診断書一律6,000円の支払い(領収書不要)

2018 賠償保障 「示談交渉サービス」自動付帯開始

生命・後遺障害保障 掛金引上げ

入院・手術保障 60歳未満掛金引上げ 60歳以上引下げ

休業保障 掛金引上げ

2019 入院・手術保障 先進医療費用保障の保障額最高2,000万円へ拡大
入院・手術保障 先進医療費用保障「医療機関直接払い制度」の導入

入院・手術保障 掛金引上げ

休業保障 掛金引上げ

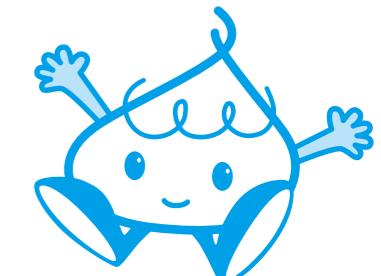
休業保障・長期収入保障 中途加入・中途増額の条件付き引受開始

賠償保障 中途加入の引受開始

終身生命保障 掛金の引上げ(低解約返戻金型の導入)

終身医療保障 手術共済金の支払い要件の変更(公的医療保険連動型)

終身医療保障 掛金の引下げ(一部掛金の引上げ)

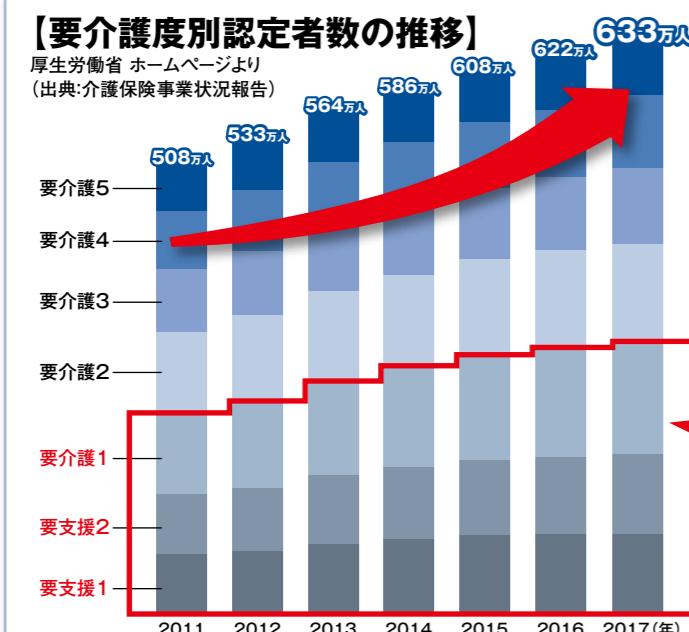


2020年4月 制度新設・制度改定のご報告

新設制度について ①

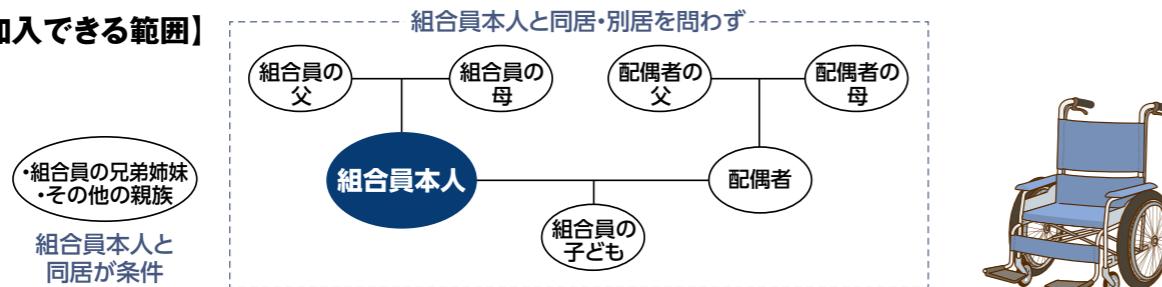
■皆さまからの要望が多かった「介護・認知症保障」を導入しました。 詳しくはP.29~30

- 要介護2以上相当の状態になったとき、最高700万円の一時金を受け取れます。
- 要支援1以上相当の状態になったとき、10万円の一時金を受け取れます。



- 組合員本人、配偶者や組合員の子どもだけでなく、**組合員本人または配偶者の両親も、同居・別居を問わず**満84歳まで新規・継続ともに加入できます。

【加入できる範囲】



新設制度について ②

■持病や既往症があっても加入しやすい2種類の保障を新設しました。

- 「生命・後遺障害保障」や「入院・手術保障」の質問表に該当し、加入を諦めていた方も、緩和した加入条件に該当しなければ加入できます。

緩和生命保障

詳しくはP.19~20

死亡・重度障害保障
最高1,000万円まで加入可

(注)退職者会の方の新規加入はできません。

緩和医療保障

詳しくはP.25~26

病気やケガによる入院・手術
最高 入院日額10,000円まで加入可

制度改定について

生命・後遺障害保障

詳しくはP.17~18

- 掛金を見直しました。また、「傷害後遺障害保障」が特約扱いとなり、基本契約だけのKタイプを新設しました。

(月掛金の例)

加入(継続時)年齢※	タイプ	300万円		500万円	
		新掛金	現行との差額	新掛金	現行との差額
満60歳～満64歳	K	2,196円	—	3,660円	—
	A	2,326円	-210円	3,880円	-356円
	B	2,426円	-190円	4,020円	-346円
満65歳～満69歳	K	3,936円	—	6,561円	—
	A	4,066円	-390円	6,781円	-655円
	B	4,166円	-370円	6,921円	-645円

※保障開始日時点の満年齢でご確認をお願いします。

入院・手術保障

詳しくはP.23~24

- 4つの保障が無償で自動付帯されました。

国内臓器移植保障

海外心臓移植保障

骨髄ドナー提供者保障

難病指定保障

すでに入院・手術保障に加入されている方も自動付帯されます。

- 公的医療保険連動型になりました。支払い対象の手術が拡大しました。

- 保障の充実と加入者の年齢分布の上昇により、掛金が引き上げとなりました。

(月掛金の例)

加入時年齢	基本保障額	Aタイプ		Bタイプ		Cタイプ		Dタイプ	
		新掛金	現行との差額	新掛金	現行との差額	新掛金	現行との差額	新掛金	現行との差額
満60歳～満79歳	5,000円	2,600円	+750円	3,110円	+840円	4,450円	+930円	4,960円	+1,020円
	3,000円	1,560円	+450円	1,890円	+510円	2,670円	+560円	3,000円	+620円

Aタイプ:基本契約のみ(特約なし)、Bタイプ:基本契約+医療上乗せ特約、Cタイプ:基本契約+三大疾病特約、Dタイプ:基本契約+医療上乗せ特約+三大疾病特約

2019年8月から
新しい制度となりました。
2019年8月以降に加入された方は右記のとおりとなります。

終身生命保障

終身医療保障

■掛金払込期間中に解約した場合、支払った掛金よりも解約返戻金が少額となる「低解約返戻金型」を導入しました。(掛金の引き上げ幅を抑えるため)

■終身生命保障の掛金が旧制度*と比較し116%~130%となりました。

■「手術共済金」の支払い要件を変更し「公的医療保険連動型」となりました。

支払い要件を「診療報酬点数が算定された1,400点以上の手術を受けたとき」に変更することによって旧制度(「ごくみん共済 coop <全労済>所定の手術」)より対象手術が拡充されました。なお、対象から外れる手術もあります。

■加入年齢を「満15歳～満75歳」から「満15歳～満80歳」に拡大しました。

■終身医療保障の掛金が旧制度*と比較し82%~103%となりました。

●終身生命・終身医療は加入時点の制度内容が保障期間中適用されます。
*旧制度…2019年7月までに加入した制度



ご希望のお手続き方法へお進みください。

■追加・変更・一部解約をされる方

■このまま継続をされる方
(加入申込書記載の内容で継続される場合)
■火災保障の制度改定に伴う
「建物構造区分確認」がお済みでない方

加入申込書のご提出は
不要です。

P.5へ

■全解約をされる方

(加入されている方のすべての保障を解約する場合)

P.7へ

追加・変更・解約の記入例

- 【注意】**
- 直近の契約を印字しています。住所、職業、連絡先、保障追加・解約、ご家族追加などの変更点に注意し、ご記入ください。
 - 印字内容を訂正する際は、「3.申込区分」に記入してください。
 - 自筆で記入した内容を訂正する際は、「二重線」で記入してください。
 - ご家族の欄が不足する場合、および、火災保険と緩和型専用申込書を希望の方は、ゆうゆうセンターまでご連絡ください。
 - 契約期間が決められている保障で、年齢満了

総合保険の「機械印字訂正」に○をして、機械印字を「二重線」で訂正し、「変更内容の記入」をお願いします。(この場合、訂正印は不要です)で訂正し、「申込印と同じ印」で押印をお願いします。

障害を2件以上加入する場合は、追加で新しい申込書をご提出ください。追加の申込書が必要な場合は、ゆうゆうセンターまでご連絡ください。

ともない3月末で契約終了になる方の掛金は印字されません。終身生命保障の掛金払込満了の方の掛金は「0円」と印字されます。

ポイント①

必ず、申込書記入日(告知日)を記入してください。

ポイント②

必ず、「**②加入内容を追加・変更・一部解約**」に○を記入してください。

ポイント③組合員情報欄

- 追加・変更・一部解約などの変更がある場合、**組合員の署名・押印は必須**です。(ご家族に変更がある場合も、組合員の署名・押印は必須です)
- 職業・職種が変更になった場合、**職業告知欄の記入**が必要です。
(申込書裏面の「**コード表 H 職業告知欄**」を参考に記入してください)

- 現住所に変更がある場合は、新住所を**カタカナ**と**漢字**で記入してください。
- 住所変更の理由を選び○をしてください。

火災保障申込欄

目的物件住所

現住所欄と異なる場合に記入してください。

基本保障・特約保障

- 総合パンフレットP.15~16を参照し、口数・掛金等を記入してください。
- 加入限度にご注意ください。
- 住宅の保障は、住宅の所在地により加入基準口数が異なります。

掛金算出に「建物構造区分」の確認が必要です。

- 総合パンフレット「建物構造区分確認ガイド」(P.10)のステップ1~3に沿って記入してください。

ポイント⑤

保障内容を変更する場合、機械印字を訂正し、加入者ごとの掛金合計と、加入者全員分の掛金合計を記入してください。(変更しない保障の掛金は、印字掛金を計算に含めます)

- 保障を変更しない加入者の、署名・押印は不要です。
- 保障の追加・増額・保障タイプ変更の場合、署名・押印・質問表へ回答ください。(質問表は申込書裏面に記載)
(例 ユウユウ ハナコ様)
- 加入者単位で解約の場合は右欄「解約する」に○をして、機械印字を訂正し、「0円」と記入します。
(例 ユウユウ タツオ様)

ポイント⑥

①~⑤の掛金合計を記入してください。

<p>2020年度版 追加・変更・解約の記入例</p> <p>火災保障申込欄</p> <p>目的物件住所 現住所欄と異なる場合に記入してください。</p> <p>基本保障・特約保障</p> <ul style="list-style-type: none"> ●総合パンフレットP.15~16を参照し、口数・掛金等を記入してください。 ●加入限度にご注意ください。 ●住宅の保障は、住宅の所在地により加入基準口数が異なります。 <p>掛金算出に「建物構造区分」の確認が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●総合パンフレット「建物構造区分確認ガイド」(P.10)のステップ1~3に沿って記入してください。 	<p>ポイント① 必ず、申込書記入日(告知日)を記入してください。</p> <p>ポイント② 必ず、「②加入内容を追加・変更・一部解約」に○を記入してください。</p> <p>ポイント③組合員情報欄</p> <p>●追加・変更・一部解約などの変更がある場合、組合員の署名・押印は必須です。(ご家族に変更がある場合も、組合員の署名・押印は必須です)</p> <p>●職業・職種が変更になった場合、職業告知欄の記入が必要です。 (申込書裏面の「コード表 H 職業告知欄」を参考に記入してください)</p> <p>●現住所に変更がある場合は、新住所をカタカナと漢字で記入してください。</p> <p>●住所変更の理由を選び○をしてください。</p> <p>ポイント④ 「通信欄」に注意事項を記載しています。必ず確認してください。 ※(旧制度)医療共済に加入されている方は、この欄に表示されます。</p>	<p>火災保障申込欄</p> <p>目的物件住所</p> <p>5 火災保障・自然災害保障</p> <p>6 組合員欄</p> <p>加入申込欄</p>
---	--	---

全解約をされる方

記入例をご確認いただき、記入漏れのないようにお願いします。

ポイント①

必ず、申込書記入日(告知日)を記入してください。

「ゆうゆう共済」を全解約
“○”を記入してください。
【注】③「すべて解約」に“○”
約の加入内容をすべて
※終身生命保障と終身医療

ポイント②

される場合、③「加入している保障をすべて解約」に記入いただいた場合は、(旧制度)医療共済を除き、現在ご契約の加入内容をすべて解約として受けさせていただきますので、ご注意ください。保障は、別に「解約届」が必要となります。

ポイント⑥

(旧制度)医療共済に加入のある方は、通信欄に加入内容を記載しています。
※別紙の(旧制度)医療共済継続切替確認書兼すえ置き割り戻し請求書の表紙に手続きを記載していますので参照してください。

終身生命保障

終身医療保障

を解約される場合

「ゆうゆう共済」加入・継続加入申込書兼告知書にて「解約」として受付した後に「ゆうゆうセンター」より解約の意思確認(解約届)のご連絡をさせていただきます。

解約届の提出がない場合は「解約となりません」でのご注意ください。

ポイント④

必ず、加入申込欄を記入してください。
●組合員と各加入者が自筆での署名と申込印(告知印)は必須です。
【注】家族契約の解約については、加入者の同意が必要となります。

ポイント⑤

掛金合計は「0円」と記入してください。

ポイント③

必ず、組合員情報欄を記入してください。
●自筆での署名と申込印(告知印)は必須です。

ポイント④

必ず、加入申込欄を記入してください。
●組合員と各加入者が自筆での署名と申込印(告知印)は必須です。
【注】家族契約の解約については、加入者の同意が必要となります。

ポイント⑤

掛金合計は「0円」と記入してください。

火災保障・自然災害保障

全トヨタ労連総合保障共済(ゆうゆう共済)は、こくみん共済 coop(全労済)の火災共済・自然災害共済の制度を利用しています。

保障内容 P.9・11~14

建物構造区分確認 P.10

加入口数・掛金計算 P.15~16

▶住まいのリスクはさまざま。幅広い保障が住宅と家財を守ります。

1 保障プランについて

住まいの共済

火災共済・自然災害共済

○: 保障されます △: 保障額が少なくなります ×: 保障されません

	火災保障	火災保障 + 自然災害保障	火災保障 + 自然災害保障 風水害保障なしタイプ (マンション構造専用プラン)
火災などのとき	○	○	○
風水害などのとき	△	○	×
地震などのとき	×	○	○

*「風水害保障なしタイプ」とは風水害リスクの低いマンション等(建物構造区分が「マンション構造」)のために風水害保障を不担保にした掛金がお手頃な保障です。

2 火災保障に付帯できる特約(それぞれの特約に追加掛金が必要です。)

類焼損害保障特約

自宅が火元となり周囲の住宅や家財を類焼させたとしても、失火責任法により、故意・重過失の場合を除いては、法律上の損害賠償責任は発生しません。しかし、その一方で近隣の方との関係が不安定になるなどの事態も想定されます。「類焼損害保障特約」を付帯することで、近隣の住宅や家財の損害を保障します。(P.12「付帯できる特約」参照)

盗難保障特約

盗難による家財の損害を保障する特約で、月額100円で付帯できます。
※火災保障のみ加入の方向けの特約です。自然災害保障には盗難保障特約が含まれています。(P.12「付帯できる特約」参照)

借家人賠償責任特約

居住する借用住宅が火災・水漏れ・破裂などにより破損し、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、その損害を保障します。(P.11「付帯できる特約」参照)

3 加入できる住宅・家財と共済目的区分について

住宅

- 共済契約関係者が所有し、居住している日本国内の住宅。
- 共済契約関係者が所有し、他人に貸している日本国内の住宅。
- ※共有持分になっている場合は、持分に応じて分割してできるだけ所有者が契約者となってください。

家財

- 共済契約関係者が居住する日本国内の住宅に収容される共済契約関係者が所有する家財。
- 共済契約関係者が所有し、かつ住居としてもっぱら使用している部分内の家財。

店舗併用住宅の取り扱いや契約の対象とならない家財など、詳細はP.41「重要事項説明書」をご確認ください。

4 建物構造区分確認ガイド

火災保障・自然災害保障への加入にあたっては、ご契約(目的)物件の住宅の建物構造区分をご確認いただく必要があります。以下のステップに沿って、ご契約(目的)物件の建物構造区分を確認してください。

ステップ1 建物形態

ご契約(目的)物件の建物形態をご確認ください

戸建て住宅

- 共同住宅以外のすべての住宅。
- 建物内部で行き来のできる二世帯住宅。

ステップ2 柱の材質

柱の材質

ご契約(目的)物件の柱の材質をご確認ください
※鉄骨と木の柱が混在している場合は「木質など」に該当します。(ただし、付け柱・飾り柱除く)
※柱がない枠組壁工法建物(2×4建物)を含みます。

共同住宅

- 同一建物内に2戸以上の戸室がある住宅。
●マンション・アパート・長屋造・テラスハウス等。

すべての柱(付け柱・飾り柱除く)を鉄骨(CFT含む)または鋼材を用いて組み立てた建物をいい、鉄骨モルタル、プレキャストコンクリート板、石膏ボード等で被覆したものは「鉄骨造」になります。

すべての柱(付け柱・飾り柱除く)を木質など(木柱)で造った建物をいい、木柱モルタル、プレキャストコンクリート板、石膏ボード等で被覆したものを「木質造」になります。

すべての柱(付け柱・飾り柱除く)をコンクリート(CFT含む)または鋼材を用いて組み立てた建物をいい、鉄骨モルタル、プレキャストコンクリート板、石膏ボード等で被覆したものは「コンクリート造」になります。

ステップ3 耐火基準

耐火基準

ご契約(目的)物件が耐火基準に適合しているかご確認ください

※耐火建築物・準耐火建築物・省令準耐火建物についてはP.42にてご確認ください。

建物構造区分 確認結果

- ①耐火建築物
- ②準耐火建築物
- ③省令準耐火建物

「建物構造区分」確認結果

- ①木造構造
- ②鉄骨・耐火構造

①耐火建築物に該当しますか?

- ①木質など
- ②鉄骨造

①木質など
②鉄骨造

ステップ3 が ! はい の場合、次の耐火基準の確認方法をご確認ください。

加入申書とあわせて提出書類が必要になる場合があります。

1960年以降建築の地上4階建て以上の建物で、3階以上の階が共同住宅である

該当する場合

耐火基準は「耐火建築物」を適用します。
建物構造区分は「③マンション構造」を適用します。

申込書の「確認方法」欄に○を記入いただく番号

2 提出書類
提出不要

該当しない場合

こくみん共済 coop(全労済)
(引受団体)
ホームページで
耐火基準コードを確認

こくみん共済 coop 検索
<https://www.zenrosai.coop>

確認できた場合

確認
でき
ない
場
合

確認
でき
ない
場
合

申込書の「確認方法」欄の「4」に○をするとともに「耐火基準コード」欄に4桁の数字(左記ホームページ参照)を記入してください。

建築確認申請書、仕様書、他の火災保険証券などで確認以下のいずれかの書類に、耐火建築物・準耐火建築物・省令準耐火建物を示す記載があれば確認できます。
●建築確認申請書、設計仕様書、設計図面
●ハウスメーカー・販売者・不動産販売業者等の作成資料
●他の損害保険会社の火災保険契約の保険証券に記載されている構造級別(M構造-T構造)を火災共済の構造区分に読み替えて適用
※M構造=マンション構造 T構造=鉄骨・耐火構造

3 提出書類
提出不要

ご自宅に
関係書類がない
場合

【耐火基準申請書】を施工者等に記入いただき、申込書と一緒にゆうゆうセンターへご提出ください。
※耐火基準申請書が必要な場合は、お手数ですがゆうゆうセンター(0120-93-2681)までお問い合わせください。

申込時に下記の
確認書類が必要です。
提出書類
①建築確認申請書の写し
②仕様書や設計書等の写し
③保険証券の写しなど

4 提出書類
提出不要

トヨタホームの戸建てでは大部分が「①戸建て住宅」、「②鉄骨造」、「③マンション構造」、「④木造構造」、「⑤鉄骨・耐火構造」です。
(過去の商品、販売店のオリジナル商品など、この限りでない場合もありますので仕様をお確かめのうえ、ご記入ください。)

火災保障

ポイント

- 万一のとき再建を第一に考えた“再取得価額保障”。
- 住宅の70%以上の焼破損で全焼扱い。
- 火災保障では、3つの特約をニーズに合わせて選択(付帯)できます。

期間限定フリーダイヤル **0120-81-3401**

※開設期間、受付時間は本冊子裏表紙を参照ください。

保障期間 2020年4月1日～2021年3月31日

「風水害等給付金付火災共済」
「こくみん共済 coop<全労済>…類焼損害保障特約」「盗難保障特約」「借家人賠償責任特約」

▶火災等の被害から「住宅」「家財」を守るための保障

火災などのとき



- 消火作業による冠水・破壊
- 建物外部からの物体の落下・飛来
- 突発的な第三者の直接加害行為（損害額5万円以上）

地震等災害見舞金

火災保障に30口以上加入されている方が地震等による損害を受け、住宅の損害額が20万円を超える場合、地震等災害見舞金をお支払いする場合があります。（地震等とは、地震もしくは噴火、またはこれらによる津波をいいます）

この見舞金は、火災保障・自然災害保障とは別にお支払いするものです。年間の総支払限度額を設けて、その範囲内でお支払いすることになるため、お支払いをお約束するものではありません。
※貸家契約、空家契約は対象なりません。

【風水害等保障】(風水害等共済金)

保障期間中に左記事由により共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅に損害が生じた場合に下表のとおりお支払いします。

被害の程度	損害の程度	1口あたりの共済金	支払限度額	
全壊・流失	住宅の損壊率 70%以上	30,000円	300万円	
半壊	20%～70%未満	15,000円	150万円	
	100万円を超える	4,000円	40万円	
	50万円を超える	2,000円	20万円	
	20万円を超える	1,000円	10万円	
	10万円を超える	500円	5万円	
床上浸水	居室の床面からの高さ 50%以上	150cm以上	15,000円	
		100～150cm未満	10,000円	100万円
		70～100cm未満	7,000円	70万円
		40～70cm未満	5,000円	50万円
		40cm未満	3,000円	30万円
		100cm以上	3,000円	30万円
		100cm未満	1,000円	10万円

臨時費用保障

お支払いする
風水害等共済金の
15%



風水害などのとき



台風



突風・旋風 (竜巻含む)



降雪



豪雨 長雨



暴風雨

- 雪崩 ■高波・高潮
- 洪水 ■降ひょう
- 前記による地すべり、または土砂崩れ

マンション構造専用プラン風水害保障なし
タイプの保障について

- 風水害等保障
- 臨時費用保障（風水害等による損害）
- 修理費用保障（風水害等による損害）
- 住宅災害死亡保障（風水害等を原因とする死亡）
- 付属建物等風水害保障

火災保障では、3つの特約をニーズに合わせて選択(付帯)できます。

付帯できる特約

借家人賠償責任特約 (損害賠償共済金)

賃貸住宅にお住まいの方におすすめです。

損害賠償保障

居住する借用住宅が火災、破裂または爆発、漏水等により破損し、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合にお支払いします。

1口あたりの共済金	保障額
10万円	加入額を限度とした 損害賠償金の額 (最高4,000万円)

※漏水等とは、給排水設備または洗濯機・浴槽等設備の事故に伴う漏水、放水またはいっ水による水漏れをいいます。
※借用住宅とは、借用建物のうち共済の目的である家財を収容する戸室（一戸建てを含みます）をいい、併用住宅においては、もっぱら居住する部分をいいます。階下や隣室などへの賠償は含まれません。

賠償費用保障

損害賠償保障とは別に、損害賠償するにあたって要した費用に対し、加入額を限度にお支払いします。

具体的な費用

- ①損害の防止または軽減のために要した費用のうち、こくみん共済 coop<全労済>が必要または有益であったと認める費用など
 - ②訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用
 - ③示談交渉に要した費用
- ※②、③については、書面によりこくみん共済 coop<全労済>の同意が必要です。
※②、③については、損害賠償金の額が契約共済金額を超える場合は、契約共済金額の損害賠償金の額に対する割合によって支払います。



類焼損害保障特約 (類焼損害共済金)

自宅が火元の火災で隣家の住宅や家財への損害を保障します。

住宅から発生した火災、破裂または爆発により近隣の住宅およびそこに収容される家財に生じた損害を保障します。

保障額
最高1億円 (保障期間中の支払金額の合計)

- 火災保障に30口以上（住宅・家財の合計）加入している場合に付帯できます。



盗難保障特約 (盗難保障共済金)

火災保障のみの加入でも
盗難による家財を保障します。

盗難により共済の目的である「家財」に被害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合に保障します。

被害内容	保障額
共済の目的について生じた盜取、汚損、損傷（家財のみの保障）	最高300万円
通貨（1万円以上）	最高 20万円
預貯金証書	最高200万円
持ち出し家財	最高 60万円

●自然災害保障に加入している場合は付帯できません。自然災害保障では盗難保障が含まれています（P.14参照）。

●火災保障の家財契約に30口以上加入している場合に付帯できます。

※左記4つの被害内容の共済金額は合算して300万円が限度になります。また、家財における被害が対象となります（被保険物部分については保障対象とはなりません）。

※預貯金証書の損害は、次の事実があったときに限ります。
・盗難を知った後、直ちに預貯金先に被害の届け出をしました。
・預貯金が口座から引き出されました。

※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で、盗難にあうことを行います。

「住宅」「家財」の必要保障額と掛金の計算

I 必要保障額の計算

必要保障額(加入基準)とは、
生活を再建するためにかかる費用の目安となるものです。

住宅の必要保障額



〈持ち家〉

1 住宅の延床面積を確認します。

延床面積とは、共済の目的である建物(戸室)の登記簿上の全床面積をいいます。なお、一般的にベランダ・バルコニー・テラス・屋根裏部屋等は面積に含めません。

a 坪数 = $m^2 \div 3.3$

※坪数小数点以下切り上げ

※1坪の目安は畠2枚(地域により異なります)

2 1坪あたりの加入基準を確認します。

ご契約(目的)物件所在地の1坪あたりの加入基準(下表)を参考しに記入してください。

1	万円	住宅の加入基準は住宅の所在地と住宅構造で異なります。
---	----	----------------------------

〈住宅の加入基準〉

住宅構造	住宅の所在地	1坪(3.3m ²)あたりの加入基準
木造構造	東京、神奈川、京都、大阪	80万円
	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、長野、山梨、静岡、富山、石川、福井、愛知、岐阜、三重、滋賀、奈良、和歌山、兵庫、島根、鳥取、岡山、広島、山口、福岡、沖縄	70万円
	その他の道県	60万円
鉄骨・耐火構造	東京、神奈川	90万円
	埼玉、千葉、山梨、静岡、愛知、岐阜、三重、滋賀、奈良、京都、大阪、和歌山、兵庫	80万円
	その他の道県	70万円

3 住宅の必要保障額を計算します。

住宅の延床面積 万円 × 住宅の加入基準 万円 = 万円

⚠️ 他保険(共済)契約のある方は、以下の計算をしてください。

万円 - 他保険 万円 = 万円

借家人賠償責任特約の保障額(賃貸住宅)

あを基に右表を参照し、希望する保障額を決めます。

※右表以外にも借用戸室の延床面積を問わず500万円~4,000万円の範囲で加入できます。

家財の必要保障額



〈持ち家・賃貸住宅〉

1 住宅の延床面積を確認します。

延床面積とは、共済の目的である家財を収容する建物(戸室)の登記簿上の全床面積をいいます。なお、一般的にベランダ・バルコニー・テラス・屋根裏部屋等は面積に含めません。

a 坪数 = $m^2 \div 3.3$

※坪数小数点以下切り上げ

※1坪の目安は畠2枚(地域により異なります)

2 世帯主の年齢・同居家族数を確認します。

世帯主年齢 歳 同居家族数 人

3 家財の加入基準(必要保障額)を確認します。

家財の加入基準(必要保障額)をあうえを基に下表を参照し、 に記入してください。

〈家財の加入基準〉

あ 住宅 延床面積	う 世帯主 年齢	え 同居家族数				
		単身	2人	3人	4人	5人以上
10坪以上	30歳未満	500万円	900万円	1,000万円	1,100万円	1,200万円
	40歳以上未満	600万円	1,300万円	1,400万円	1,500万円	1,600万円
	40歳以上	700万円	1,800万円	1,900万円	2,000万円	2,000万円
10坪未満		上記の額、または700万円のいずれか少ない額				

※同一世帯の家財が2つの住宅に分かれて収容されている場合は、双方を合算して表の加入基準となるように振り分けて加入ください。

家財の必要保障額

う 万円

家財の加入基準は住宅の延床面積・世帯主の年齢・同居家族数で異なります。

⚠️ 他保険(共済)契約のある方は、以下の計算をしてください。

う 万円 - 他保険 万円 = 万円

II 掛金の計算

掛金は加入口数により算出します。

1 持ち家の方は住宅と家財の合計加入口数、賃貸住宅の方は家財の加入口数を計算します。

住宅・家財それぞれ2口単位(偶数)にてお申し込みください。

住宅の加入口数

アまたはイ ÷ 10万円

a □

家財の加入口数

ウまたはエ ÷ 10万円

b □

※必要保障額のうち加入できるのは4,000万円(400口)が限度です。

合計加入口数

c □

=

2 火災保障・自然災害保障の掛金を計算します。

建物構造区分ごとに掛金が異なります。ご契約(目的)物件の建物構造区分をP.10でご確認ください。

火災保障の掛金額

c □ × 1口あたりの月掛金

木造構造	6円
鉄骨・耐火構造	3.5円
マンション構造 (風水害保障なしタイプ)	3円 (2.5円)

A □ 円

=

自然災害保障の掛金額

大型タイプ 標準タイプ のいずれかをお選びください。なお、自然災害保障のみの加入はできません。
必ず火災保障の加入(火災保障と自然災害保障は同口数)が必要です。

大型タイプ	1口あたりの月掛金
木造構造	14円
鉄骨・耐火構造	9円
マンション構造 (風水害保障なしタイプ)	8円 (7円)

標準タイプ	1口あたりの月掛金
木造構造	9.5円
鉄骨・耐火構造	6円
マンション構造 (風水害保障なしタイプ)	5.5円 (5円)

B □ 円

=

3 特約に加入する方はそれぞれ掛金を計算します。

借家人賠償責任特約の掛金額

d □ × 1口あたりの月掛金

木造構造	4円
鉄骨・耐火構造	2円
マンション構造	1.5円

C □ 円

=

類焼損害保障特約の掛金額

火災保障に30口以上ご加入の方が加入できます。
月掛金

類焼損害保障特約 200円

D □ 円

=

盗難保障特約の掛金額

火災保障のみご加入の方で、家財契約に30口以上ご加入の方が加入できます。
月掛金

盗難保障特約 100円

E □ 円

=

4 合計掛金を計算します。

あなたの合計掛金額(月掛金)

(A + B + C + D + E) □ 円

生命・後遺障害保障

ポイント

- 55歳以降の掛け金の見直しを図りました。
- 「傷害後遺障害保障」が特約となり選択可能になりました!

期間限定フリーダイヤル 0120-81-3401

※開設期間、受付時間は本冊子裏表紙を参照ください。

保障期間

2020年4月1日～2021年3月31日
共栄火災引受分は2021年4月1日午後4時まで

引受
団体

こくみん共済 coop<全労済>・「団体定期生命共済」
日本生命・「団体定期保険」 共栄火災など・「標準傷害保険」
全トヨタ労連・「自家生命共済」

▶死亡・後遺障害がいを支える保障

1 保障内容と保障額

⚠ 生命・後遺障害保障は、在職中から継続して加入されている方【組合員(本人)、配偶者】のみ継続加入できる制度となります(新規・増額加入はできません)。

基本契約

死亡や重度障がいになったとき

死亡・重度障害保障

保障期間中に死亡もしくは病気やケガにより所定の重度障がいとなったときに、お支払いします。

病気により障がいが残ったとき

疾病後遺障害保障

保障期間中に病気により「重度障害保障」に該当しない身体障がいとなり、身体障害者福祉法に基づいた地方自治体発行の身体障害者手帳を交付されたときに、お支払いします。

+ 特約の付帯でさらに安心!

特約

不慮の事故により障がいが残ったとき

傷害後遺障害保障特約

保障期間中に不慮の事故※1によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障がいとなったときに、お支払いします。

+ 特約の付帯でさらに安心!

特約

不慮の事故により死亡したとき

事故死亡上乗せ特約

保障期間中に不慮の事故※1によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したときに、お支払いします。

2 継続加入できる方と保障額の範囲

継続加入できる方	加入できる年齢(効力発生日時点)	保障額の範囲
組合員 (本人)	満69歳以下	300万円、500万円、1,000万円
	満70歳～満79歳	300万円、500万円
配偶者 (内縁関係は除く)	満59歳以下	300万円、500万円、1,000万円
	満60歳～満79歳	300万円、500万円

加入タイプ

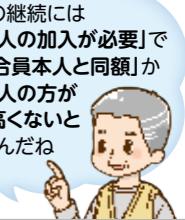
「生命・後遺障害保障」にご加入の場合は、保障額(基本契約額)および特約(加入タイプ)を加入申込書にご記入ください。加入タイプの変更は、告知に該当する場合でも可能です。

Kタイプ	基本契約のみ(特約なし)	Newタイプ
Aタイプ	基本契約+傷害後遺障害保障特約	
Bタイプ	基本契約+傷害後遺障害保障特約+事故死亡上乗せ特約	

ご加入について

新規・増額加入をすることはできません。
(既加入額の継続・減額・解約のみとなります。)

配偶者の継続には
「組合員本人の加入が必要」で
さらに「組合員本人と同額」か
「組合員本人の方が
保障額が高くないといけない」んだね



3 月掛金について

ご希望の保障額(基本契約額)より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。
保障開始日(一斉展開の場合、2020年4月1日)時点の満年齢で月掛金をご確認ください。

加入(継続)時年齢	保障額(基本契約額) タイプ	300 万円	500 万円	1,000 万円
		K	A	B
満40歳～満44歳	K	1,113円	1,856円	3,612円
	A	1,243円	2,076円	4,052円
	B	1,343円	2,216円	4,352円
満45歳～満49歳	K	1,113円	1,856円	3,612円
	A	1,243円	2,076円	4,052円
	B	1,343円	2,216円	4,352円
満50歳～満54歳	K	1,251円	2,086円	4,072円
	A	1,381円	2,306円	4,512円
	B	1,481円	2,446円	4,812円
満55歳～満59歳	K	1,368円	2,281円	4,462円
	A	1,498円	2,501円	4,902円
	B	1,598円	2,641円	5,202円
満60歳～満64歳	K	2,196円	3,660円	7,220円※5
	A	2,326円	3,880円	7,660円※5
	B	2,426円	4,020円	7,960円※5
満65歳～満69歳	K	3,936円	6,561円	13,022円※5
	A	4,066円	6,781円	13,462円※5
	B	4,166円	6,921円	13,762円※5
満70歳～満74歳	K	5,740円	9,568円	
	A	5,870円	9,788円	
	B	5,970円	9,928円	
満75歳～満79歳	K	5,740円	9,568円	
	A	5,870円	9,788円	
	B	5,970円	9,928円	

契約を
お引受け
できません



●保障額を変更しなくても年齢や制度見直しにより掛け金が変更になります。
●傷害後遺障害特約が選択可能となり、継続加入しやすい掛け金体系へ変更しました。

●夫婦・親子で全トヨタ労連加盟組合や退職者会に所属している場合、家族間で重複加入をすることはできません。それぞれ組合員(本人)として加入してください。
●緩和生命保障と重複加入できません。

【重要】※1～「不慮の事故」とは、「急激かつ偶然な外來の事故」のことです。
※2～「疾病後遺障害保障」の保障額は地方自治体発行の身体障害者手帳に記載されている等級に応じてお支払いします。(詳細は重要事項説明書P.51参照)
※3～「傷害後遺障害保障」は「死亡・重度障害保障」と同額を保障の限度として、後遺障がいの等級に応じてお支払いします。

※4～「事故死亡上乗せ特約」を付帯された場合の保障額は、「傷害後遺障害保障」と同額となります。
※5～満60歳～満69歳の保障額1,000万円の掛け金は組合員(本人)のみの適用となります。

●満40歳未満の掛け金については、ゆうゆうセンターまでお問合せください。
●生命・後遺障害保障はこくみん共済 coop<全労済>、生命保険会社(日本生命)、損害保険会社(共栄火災など)、全トヨタ労連が引受団体となり制度運営を行います。引受団体ごとの制度の詳細については重要事項説明書(こくみん共済 coop<全労済>P.45、生命保険会社P.47、損害保険会社P.50、全トヨタ労連P.51)でご確認ください。

●配偶者は、組合員(本人)と同一戸籍の場合に加入できます。
●組合員(本人)の契約が終了した場合「死亡または重度障がいによる請求をされた場合や解約(脱退)の場合」は、配偶者の契約も解約(脱退)となります。

▶持病がある方に心強い万一の保障

1 保障内容

保障内容は「死亡・重度障害保障」



死亡や重度障がいになったとき

死亡・重度障害保障

保障期間中に死亡もしくは病気やケガにより所定の重度障がいになった場合に、お支払いします。

2 継続加入できる方と保障額の範囲

継続加入できる年齢 (保障開始日時点)	加入(増額)時年齢における保障額の範囲	
	加入(増額)時年齢	保障額の範囲
組合員(本人) 満15歳～満64歳 (満79歳まで継続可能)	満15歳～満64歳	1,000万円 500万円 300万円
配偶者 満16歳～満64歳 (満79歳まで継続可能)	満16歳～満59歳 満60歳～満64歳	1,000万円 500万円 300万円 300万円または500万円



- 在職中から継続して加入されている方(組合員(本人)、配偶者)のみ継続加入できる制度となります(新規・増額加入ができません)。
- 配偶者の保障額は組合員本人が加入する保障額を超えて加入することはできません。

3 月掛金について

ご希望の保障額(基本契約額)より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。
保障開始日(一斉展開の場合、2020年4月1日)時点の満年齢で月掛金をご確認ください。

組合員・配偶者	保障額(基本契約額)	300万円	500万円	1,000万円
	加入(継続)時年齢			
満40歳～満44歳	1,283円	2,138円	4,276円	
満45歳～満49歳	1,283円	2,138円	4,276円	
満50歳～満54歳	1,469円	2,449円	4,897円	
満55歳～満59歳	1,628円	2,712円	5,424円	
満60歳～満64歳	2,746円	4,576円	9,151円*	
満65歳～満69歳	5,063円	8,438円	16,876円*	
満70歳～満74歳	7,455円	12,426円		加入できません
満75歳～満79歳	7,455円	12,426円		

※配偶者は加入できません。
保障額を変更しなくても年齢によっては掛金が上がるんだ!
1年契約だから毎年確認しておかないとね



- 夫婦・親子で全トヨタ労連加盟組合や退職者会に所属している場合、家族間で重複加入をすることはできません。それぞれ組合員(本人)として加入してください。
- 生命・後遺障害保障と重複して加入できません。

ミニコラム いざというときのお金はたくさん受け取りたいけれど、保障ばかりにお金を使えない…
あなたと大切なご家族のためにムリ・ムダのない保障を考えよう!保障選びのポイントは
ムリやムダをなくすこと。

- ① どんな保障が
 - ② どれだけ必要か?
- を確認することが必要です。

子どもが独立したら

万一のことがあった場合、子どもが就職や結婚で独立したら、残された家族への必要保障額も減少します。保障づくりのポイントは、死亡保障よりも医療保障(入院・手術など)・介護保障や貯蓄などを中心にライフプランを考えましょう。見直しによっては保障額を減額して掛金負担を抑えましょう。

必要な死亡保障額の目安

葬儀代や、配偶者の当面の生活費など
300万円～1,000万円程度

終身生命保障

point

- 加入時の掛金が払込満了まで変わりません。
- 月掛金の払込満了後は、掛金負担がなく保障が一生涯続きます。

期間限定フリーダイヤル **0120-81-3401**

※開設期間、受付時間は本冊子裏表紙を参照ください。

保障期間 **2020年4月1日～終身保障**
(災害死亡特約は満80歳まで保障)

引受団体
こくみん共済 coop<全労済>…「終身生命共済」

▶生涯にわたる死亡保障

1 保障内容

基本契約

死亡や重度障がいになったとき

死亡・重度障害保障

保障期間中に病気やケガにより、死亡または所定の重度障がい※1となったときに、お支払いします。

保障は一生涯

余命6ヶ月以内と診断されたとき「死亡共済金」に代えて「リビングニーズ共済金」としてご請求できます。

+ 特約の付帯でさらに安心!

不慮の事故等により死亡や重度障がいになったとき

災害死亡特約

保障期間中に不慮の事故など※2により、死亡したときまたは所定の重度障がいになったときに、お支払いします。

死亡・重度障害保障に加えてお支払いします。

災害死亡特約は基本契約の払い込みが満了となる時点(満59歳)で満80歳までの掛金を一括前納していただきます。

【例】掛け金払込満了が満59歳の場合、保障額300万円で34,500円、保障額500万円で57,500円お支払いいただけます。
(注)こくみん共済 coop<全労済>所定の利率で割引されており、利率は変動する場合があります。

保障は満80歳まで



2019年7月までに加入された方で保障額を増減額される場合、低解約返戻型が適用されますので、慎重な対応が必要です。ゆうゆうセンターまでご相談ください。

保障額	保障名	死亡・重度障害保障	災害死亡特約 (自動付帯)
	300万円	300万円	300万円
500万円	500万円	500万円	500万円

2 加入できる方と保障額の範囲

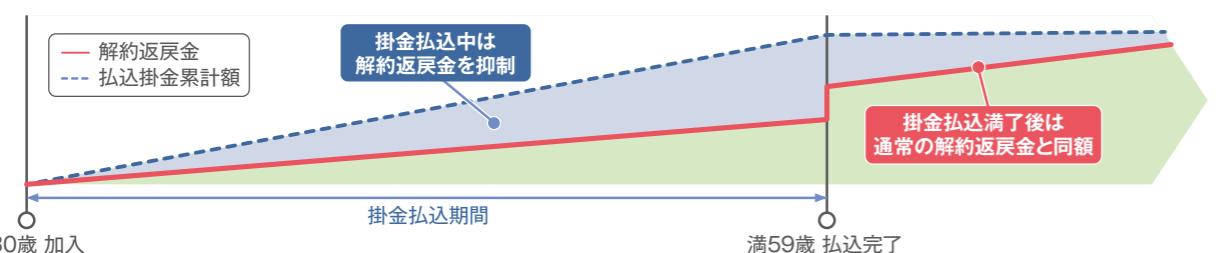
加入できる方	加入できる年齢 (効力発生日時点)	継続契約	保障額の範囲
組合員(本人) 配偶者	満15歳～満54歳	終身	300万円 または 500万円 (最高2,000万円)
その他 家族※3	満0歳～満54歳	終身	300万円 または 500万円 (最高2,000万円)

ご加入について

新規・増額をご希望の方
加入申込書記載の「質問表D」および「職業告知」(コード表H)欄への回答が必要となります。



終身生命保障はできる限り安い掛け金で保障を実現するために掛け金払込期間中の解約返戻金を低く設定した「低解約返戻型」です。



※現在加入している保障額を変更または解約する場合は、ゆうゆうセンターまでご連絡ください。
※解約返戻金の額は、掛け金払込期間、加入経過年数などによって異なります。

※2019年7月1日以前に加入されていた方は、上記イメージ図とは異なります。

【重要】※1…重度障がいとは、重要事項説明書(P.69)で定める「身体障害等級別支払割合表」の「第1級・第2級・第3級(2・3・4)」の状態をいいます。

※2…「不慮の事故など」とは不慮の事故または引受団体所定の感染症のことをいい、「不慮の事故」とは「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。

※3…「その他家族」とは、組合員と「生計を一にする」子ども、孫、父母、兄弟姉妹、および組合員または組合員の配偶者の祖父母とその配偶者となります。「生計を一にする」とは、組合員と収入および支出の全部または一部を共同していることをいいます。

3 月掛け金

ご希望の保障額より月掛け金を確認いただき加入申込書にご記入ください。
保障開始日(一斉展開の場合、2020年4月1日)時点の満年齢で月掛け金をご確認ください。

保障額 300万円(災害死亡特約付)

効力発生日時点の満年齢	月掛け金		払込期間
	男性	女性	
0歳	5,520円	5,430円	40年
1歳	5,550円	5,430円	
2歳	5,550円	5,460円	
3歳	5,580円	5,490円	
4歳	5,610円	5,490円	
5歳	5,610円	5,490円	
6歳	5,640円	5,490円	
7歳	5,640円	5,520円	
8歳	5,670円	5,520円	
9歳	5,700円	5,550円	
10歳	5,700円	5,580円	
11歳	5,730円	5,580円	
12歳	5,760円	5,610円	
13歳	5,760円	5,610円	
14歳	5,790円	5,640円	
15歳	5,820円	5,670円	
16歳	5,850円	5,670円	
17歳	5,850円	5,700円	
18歳	5,880円	5,730円	
19歳	5,910円	5,730円	
20歳	6,060円	5,880円	39年
21歳	6,240円	6,060円	38年
22歳	6,420円	6,240円	37年
23歳	6,570円	6,420円	36年
24歳	6,780円	6,570円	35年
25歳	6,990円	6,780円	34年
26歳	7,200円	6,990円	33年
27歳	7,440円	7,230円	32年
28歳	7,650円	7,440円	31年
29歳	7,920円	7,680円	30年
30歳	8,220円	7,980円	29年

(団体割引適用掛け金)

保障額 500万円(災害死亡特約付)

効力発生日時点の満年齢	月掛け金		払込期間
	男性	女性	
0歳	9,200円	9,050円	40年
1歳	9,250円	9,050円	
2歳	9,250円	9,100円	
3歳	9,300円	9,150円	
4歳	9,350円	9,150円	
5歳	9,350円	9,150円	
6歳	9,400円	9,150円	
7歳	9,400円	9,200円	
8歳	9,450円	9,200円	
9歳	9,500円	9,250円	
10歳	9,500円	9,300円	
11歳	9,550円	9,300円	
12歳	9,600円	9,350円	
13歳	9,600円	9,350円	
14歳	9,650円	9,400円	
15歳	9,700円	9,450円	
16歳	9,750円	9,450円	
17歳	9,750円	9,500円	
18歳	9,800円	9,550円	
19歳	9,850円	9,550円	
20歳	10,100円	9,800円	39年
21歳	10,400円	10,100円	38年
22歳	10,700円	10,400円	37年
23歳	10,950円	10,700円	36年
24歳	11,300円	10,950円	35年
25歳	11,650円	11,300円	34年
26歳	12,000円	11,650円	33年
27歳	12,400円	12,050円	32年
28歳	12,750円	12,400円	31年
29歳	13,200円	12,800円	30年
30歳	13,700円	13,300円	29年

(団体割引適用掛け金)

- 災害死亡特約は、満80歳まで継続加入ができます。
- 災害死亡特約は、基本契約の払い込みが満了となる時点(満59歳)で満80歳までの掛け金を一括前納していただけます。
- 申込日時点の健康状態によってはご加入いただけない場合があります。またご回答(告知)いただきました事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただく場合がありますのでご注意ください。
- 過去2年内の発効契約において、「終身生命保障」および「こくみん共済 coop<全労済>」の「終身生命共済」の病気等死・重度障害共済金の額を通算して1,500万円を超える場合は、質問表への回答のほかに健康診断書を提出していただくことがあります。
- 保障額を変更される場合は既加入額を解約し、変更後の保障額で新規加入いただけます。契約発効日(効力発生日)時点の満年齢での加入となるため、掛け金が変更となります。

入院・手術保障

ポイント

- 日帰り手術(入院の有無を問わず)や、日帰り入院も保障されます。
- 2つの特約でニーズに合わせた保障を選択可能です。

期間限定フリーダイヤル 0120-81-3401

※開設期間、受付時間は本冊子裏表紙を参照ください。

保障期間

2020年4月1日～2021年3月31日
共栄火災引受分は2021年4月1日午後4時まで

引受団体
共栄火災…「医療保険(1年契約用)
全トヨタ労連…「自家医療共済」

▶毎年見直しが可能な大型の医療保障

1 保障内容と保障額

- NEW** ■基本契約に「国内臓器移植保障」など4つの独自保障が自動付帯!
■公的医療保険連動型となり、対象となる手術が拡大!
※一部対象とならない手術もあります。

基本契約

入院したとき

入院保障

保障期間中に病気やケガで入院したときに、入院1日目から180日目までの期間を限度としてお支払いします。
(注)P.58～59「お支払例」を参照。

対象手術
拡大

手術を受けたとき

手術保障

保障期間中に病気やケガの治療を目的として、手術※1や放射線治療を受けたときに、入院日額の5倍(日帰り手術)、20倍(入院中の手術)、40倍(重大手術)、10倍(放射線治療)をお支払いします。一部対象とならない手術もあります。

NEW 日本国内で臓器移植をしたとき

国内臓器移植保障

加入者本人が移植術(心臓、肺、肝臓、脾臓、小腸、腎臓、眼球)を受けたときに100万円お支払いします。(生涯で1回限り)
(注)日本臓器移植ネットワーク経由のみ支払対象。(眼球移植を除く)

NEW 骨髄ドナーの提供者になったとき

骨髄ドナー提供者保障

加入者本人が加入している場合、加入者本人、加入者本人の両親・子ども・兄弟姉妹が日本国内で骨髄または末梢血幹細胞をドナーとして提供したときに10万円お支払いします。(1回の提供に対して1回支払)

NEW 心臓移植を目的として米国へ渡航したとき

海外心臓移植保障

加入者本人が加入している場合、加入者本人、加入者本人の両親・子どもが心臓移植を目的として米国に渡航したときに1,000万円お支払いします。(生涯で1回限り)(注)日本臓器移植ネットワーク希望登録者のみ支払対象。

NEW 難病と指定されたとき

難病指定保障

加入者本人の発病した病気が厚生労働省が認める指定難病と診断され、難病法による難病医療等助成制度の対象となったときに10万円お支払いします。(生涯で1回限り)



特約の付帯でさらに安心!

医療上乗せ特約

長期間入院したとき

長期入院保障

保障期間中に病気やケガによる入院が連続して90日以上となったときおよび連続して180日以上となったとき、各々1回、下表の金額をお支払いします。

先進医療を受けたとき

先進医療費用保障

保障期間中の病気やケガにより先進医療による治療を受け、自己負担した技術料相当分について、2,000万円を限度にお支払いします。また、先進医療一時金をあわせてお支払いします。

入院したとき(通院見合分として)

通院見合分保障

保障期間中に病気やケガによる治療で入院保障が支払われたとき、下表の金額を一律お支払いします。



特約の付帯でさらに安心!

三大疾病特約
(※)

三大疾病とはじめて診断されたとき

診断保障

保障期間中に三大疾病(P.56)とはじめて診断され、入院したときに三大疾病入院日額の最大100倍をお支払いします。なお、「上皮内新生物等」と診断されたときは、三大疾病入院日額の10倍をお支払いします。

三大疾病で入院したとき

三大疾病入院保障

加入者が、三大疾病的治療を直接の目的として、入院をしたときにお支払いします。(支払限度期間は入院開始日から180日目までの間)

三大疾病で手術を受けたとき

三大疾病手術保障

加入者が、三大疾病的治療を直接の目的として、手術※1や放射線治療を受けたときに、入院日額の5倍(日帰り手術)、20倍(入院中の手術)、40倍(重大手術)、10倍(放射線治療)をお支払いします。一部対象とならない手術もあります。

(※)再発・転移しても保障される場合があります。詳しくは重要事項説明書(P.56)をご確認ください。

基本契約

医療上乗せ特約

三大疾病特約

保障名	入院保障	手術保障	基本契約に無償付帯	長期入院保障	先進医療費用保障	通院見合分保障	診断保障	三大疾病入院保障	三大疾病手術保障
日額10,000円	日額10,000円	5万円・20万円・40万円	■国内臓器移植保障 一時金100万円 ※2	60万円	30,000円	100万円	日額10,000円	5万円・20万円・40万円	放射線治療は三大疾病入院日額の10倍
日額 8,000円	日額 8,000円	4万円・16万円・32万円	■海外心臓移植保障 一時金1,000万円 ※2	48万円	最高2,000万円 +先進医療 一時金5万円	24,000円	80万円	日額 8,000円	4万円・16万円・32万円
日額 5,000円	日額 5,000円	2.5万円・10万円・20万円	■骨髄ドナー提供者保障 一時金10万円 ※3	30万円	15,000円	50万円	日額 5,000円	2.5万円・10万円・20万円	放射線治療は三大疾病入院日額の10倍
日額 3,000円	日額 3,000円	1.5万円・6万円・12万円	■難病指定保障 一時金10万円 ※2	18万円	9,000円	30万円	日額 3,000円	1.5万円・6万円・12万円	上皮内新生物等は三大疾病入院日額の10倍

【重要】※1…公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術・造血幹細胞移植および先進医療による手術をいいます。※2…生涯で1回のみの支払いとなります。※3…ドナーとして提供1回につき10万円の支払いとなります。●入院・手術保障は損害保険会社(共栄火災)、全トヨタ労連が引受け団体となり制度運営を行います。引受け団体ごとの制度の詳細については、重要事項説明書(損害保険会社P.56、全トヨタ労連P.59)をご確認ください

さい。●申込時点の健康状態によってはご加入いただけない場合があります。また、ご回答(告知)いただきました事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただく場合がありますのでご注意ください。

2 加入できる方と保障額の範囲

加入できる年齢 (保障開始日時点)	加入(増額)時年齢における保障額の範囲	
	加入(増額)時年齢	保障額の範囲
組合員(本人) 満15歳～満64歳 (満79歳まで継続可能)	満15歳～満64歳	・日額3,000円・日額5,000円 ・日額8,000円・日額10,000円
配偶者 満16歳～満64歳 (満79歳まで継続可能)	満16歳～満64歳	・日額3,000円・日額5,000円 ・日額8,000円・日額10,000円
その他(組合員の子ども) 家族 満0歳～満64歳 (満79歳まで継続可能)	満0歳～満64歳	・日額3,000円・日額5,000円

ご加入について

新規・増額または特約追加(タイプ変更)をご希望の方
加入申込書記載の「質問表E」および「職業告知」(コード表H)欄への回答が必要となります。

既往症のある方や
通院中などの方は、
緩和医療保障を
ご検討ください。

3 月掛金について

ご希望の保障額(基本契約額)より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。
保障開始日(一斉展開の場合、2020年4月1日)時点の満年齢で月掛金をご確認ください。

加入(継続)時年齢	加入できる方 (保障額の範囲)	保障額 (入院日額保障)	Aタイプ (基本のみ)	Bタイプ (基本+医上)	Cタイプ (基本+三大)	Dタイプ (基本+医上+三大)
満0歳～満59歳 (新規・継続の場合)	組合員	日額10,000円	1,930円	2,350円	2,940円	3,360円
	配偶者	日額 8,000円	1,540円	1,890円	2,350円	2,700円
	家族	日額 5,000円	970円	1,200円	1,480円	1,710円
	その他	日額 3,000円	580円	740円	890円	1,050円

加入(継続)時年齢	加入できる方 (保障額の範囲)	保障額 (入院日額保障)	Aタイプ (基本のみ)	Bタイプ (基本+医上)	Cタイプ (基本+三大)	Dタイプ (基本+医上+三大)
満60歳～満79歳 (新規・継続の場合)	組合員	日額10,000円	5,200円	6,160円	8,900円	9,860円
	配偶者	日額 8,000円	4,160円	4,930円	7,120円	7,890円
	家族	日額 5,000円	2,600円	3,110円	4,450円	4,960円
	その他	日額 3,000円	1,560円	1,890円	2,670円	3,000円

●保障内容が更新時等に変更されたとき、変更前の保障内容は変更後の保障開始日(効力発生日)時点での満年齢による掛金が適用されます。●「重粒子線治療」「陽子線治療」を受療され先進医療費用保障の支払対象となる場合に、加入者の一時的な経済負担を軽減するため、先進医療費用保障を医療機関に直接お支払いできる制度を利用できます。利用できる医療機関等、詳しくはゆうゆうセンターへお問い合わせください。

れる場合は、毎年4月1日時点での満年齢による掛金が適用されます。●「重粒子線治療」「陽子線治療」を受療され先進医療費用保障の支払対象となる場合に、加入者の一時的な経済負担を軽減するため、先進医療費用保障を医療機関に直接お支払いできる制度を利用できます。利用できる医療機関等、詳しくはゆうゆうセンターへお問い合わせください。

ポイント 入院・手術保障の「質問表E」に該当し加入を諦め
ていた方も、下記告知項目をご確認いただき条件を
満たす場合、ご加入いただけます！

期間限定フリーダイヤル **0120-81-3401**

※開設期間、受付時間は本冊子裏表紙を参照ください。

2020年4月1日～2021年3月31日

共栄火災引受分は2021年4月1日午後4時まで

引受団体
共栄火災…「医療保険(1年契約用)
全トヨタ労連…「自家緩和医療共済」

▶持病がある方に心強い医療保障

**持病や既往症のある方や現在通院・服薬中の方が
加入しやすく、加入条件を緩和した保障を新設しました！**

**入院・手術保障に加入していない方で
以下の告知に該当しない方はご加入いただけます。**

**健康に不安があるからこそ、
もしもに備えたい…
そんなお気持ちにお応えするために**

これまで健康上の理由で加入をあきらめていた方も、加入条件の緩和によりお申し込みいただけます。

※ご職業や告知事項に該当する場合や、すでにご契約されている保障など条件を満たさない場合は、ご加入いただけないことがあります。

**心配な
持病や既往症も保障！**

ご加入前にかかっていた病気が悪化した場合にも保障します。

※保障開始日前に医師からすすめられた入院や手術については共済金をお支払いしません。

**医師による
診査不要**



告知項目 下記の質問のいずれにも該当しない方がご加入いただけます。

最近3か月以内に、医師から入院、手術をすすめられたことがある。
または現在入院している。

告知日から過去2年以内に、病気で2週間以上入院をしたことがある。
または病気・ケガで手術を受けたことがある。

⚠️ 加入を希望される方は、ゆうゆうセンターへ連絡のうえ、専用申込書の取り寄せをご依頼ください。
お申し込みの際は「緩和生命保障・緩和医療保障申込書兼告知書」の緩和医療保障「質問表K」をご確認ください。

【重要】※1…公的医疗保险制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術、造血幹細胞移植および先進医療による手術をいいます。●緩和医療保障は損害保険会社(共栄火災)、全トヨタ労連が引受団体となり制度運営を行います。引受団体ごとの制度の詳細については、重要事項説明書(損害保険会社P.60、全トヨタ労連P.62)をご確認ください。●申込日時点の健康状態によってはご加入いただけない場合があります。ま

た、ご回答(告知)いただきました事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただく場合がありますのでご注意ください。●保障内容が更新時等に変更されたとき、変更前の保障内容は変更後の保障開始日(効力発生日)時点での満了となります。また、保障内容変更日をまたいで発生している請求事由については、傷病発生日または請求事由(入院・手術・先進医療)発生日で保障内容を判断します。

1 保障内容と保障額

保障名 保障額	入院したとき		
	入院保障	手術保障	先進医療費用保障
日額10,000円	日額10,000円	5万円・20万円・40万円	放射線治療は入院日額の10倍
日額 8,000円	日額 8,000円	4万円・16万円・32万円	
日額 5,000円	日額 5,000円	2.5万円・10万円・20万円	
日額 3,000円	日額 3,000円	1.5万円・6万円・12万円	

2 加入できる方と保障額の範囲

加入できる年齢 (保障開始日時点)	加入(増額)時年齢における保障額の範囲	
	加入(増額)時年齢	保障額の範囲(日額)
組合員(本人) 満15歳～満64歳 (満79歳まで継続可能)	満15歳～満64歳	日額3,000円 日額 5,000円 日額8,000円 日額10,000円
配偶者 満16歳～満64歳 (満79歳まで継続可能)	満16歳～満64歳	日額3,000円 日額 5,000円 日額8,000円 日額10,000円
その他(組合員の子ども) 家族 同居の親族 満0歳～満64歳 (満79歳まで継続可能)	満 0歳～満59歳 満60歳～満64歳	日額3,000円 日額 5,000円 日額3,000円 日額 5,000円

(注)入院・手術保障と重複して加入できません。

3 月掛金について

ご希望の保障額(基本契約額)より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。
保障開始日(一斉展開の場合、2020年4月1日)時点の満年齢で月掛金をご確認ください。

加入(継続)時年齢	加入できる方 (保障額の範囲)			保障額 (入院日額保障)	掛金
満0歳～満59歳 (新規・継続の場合)	組合員	配偶者	家族 その他	日額 10,000円	3,680円
				日額 8,000円	2,950円
				日額 5,000円	1,870円
				日額 3,000円	1,140円
満60歳～満79歳 (新規・継続の場合)	組合員	配偶者	家族 その他	日額 10,000円	10,390円
				日額 8,000円	8,320円
				日額 5,000円	5,220円
				日額 3,000円	3,150円

●夫婦・親子で全トヨタ労連加盟組合や退職者会に所属している場合(退職者会含む)、家族間で重複加入をすることはできません。それぞれ組合員(本人)として加入してください。
●入院・手術保障と重複して加入できません。



ご加入について

新規・増額をご希望の方
緩和型専用加入申込書記載の「質問表K」および「職業告知」(コード表H)欄への回答が必要となります。
(注)入院・手術保障の加入者(例:日額3,000円)が増額希望(例:日額10,000円)で、健康状態により緩和医療保障への加入となる場合、入院・手術保障は解約が必要です。

できる医療機関等、詳しくはゆうゆうセンターへお問い合わせください。

●期の途中でご加入される場合は、中途加入における保障開始日(効力発生日)時点の満年齢による掛金となります。また、ご継続される場合は、毎年4月1日時点での満年齢による掛金が適用されます。
●「重粒子線治療」、「陽子線治療」を受療された先進医療費用保障の支払対象となる場合に、加入者の一時的な経済負担を軽減するため、先進医療費用保障を医療機関に直接お支払いできる制度を利用できます。利用

終身医療保障

ポイント

- 入院と手術に特化したシンプルな保障内容。
- 終身契約のため掛金増加はありません。
(加入時の月掛金が変わりません。)

期間限定フリーダイヤル 0120-81-3401

※開設期間、受付時間は本冊子裏表紙を参照ください。

保障期間 2020年4月1日～終身保障

引
き
貯
蓄
團
体

ごくみん共済 coop 〈全労済〉
…「終身生命共済 終身医療プランベーシックタイプ」

▶生涯にわたる病気やケガによる入院・手術保障

1 保障内容と保障額

NEW 公的医療保険連動型となり、対象手術が拡大!
※一部対象とならない手術もあります。



基本契約

入院したとき

入院保障

保障期間中に病気やケガで入院したとき、入院1日目(日帰り入院も保障)から180日分までお支払いします。全保障期間を通算して、1,000日分を限度としてお支払いします。

手術を受けたとき

手術保障

- 保障期間中に病気やケガで診療報酬点数1,400点以上の手術を受けたときに、入院日額の10倍をお支払いします。
- 保障期間中に診療報酬点数が算定された放射線治療を受けたときに、入院日額の10倍をお支払いします。

保障名	入院保障	手術保障(放射線治療も含む)
3,000円	日額 3,000円	1回につき3万円
5,000円	日額 5,000円	1回につき5万円

2 加入できる方と保障額の範囲

加入できる年齢 (効力発生日時点)	契約期間	保障額の範囲※2
組合員(本人) 配偶者 その他家族※1	満15歳～満80歳	終身 日額3,000円 または 日額5,000円

ご加入について

新規・増額をご希望の方

加入申込書記載の「質問表D」および「職業告知」(コード表H)欄への回答が必要となります。

⚠ 2019年7月までに加入された方はこの保障内容と異なります。

ご契約に関する内容はご加入時の総合パンフレット・重要事項説明書にてご確認ください。

【重要】※1…「その他家族」とは、組合員と「生計を一にする」子ども、孫、父母、兄弟姉妹、および組合員または組合員の配偶者の親父母と子の配偶者となります(「生計を一にする」とは、組合員と収入および支出の全部または一部を共同していることをいいます)。※2…終身医療保障の加入は、日額3,000円または日額5,000円のどちらか一方のみ加入が可能です。

●効力発生日時点で満0歳～満14歳までの場合は加入ができません。
●申込日時点の健康状態によってはご加入いただけない場合があります。またご回答(告知)いただきました事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただく場合がありますのでご注意ください。質問表へは正しくご回答ください。

3 月掛金について

ご希望の保障額より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。

保障開始日(一斉展開の場合、2020年4月1日)時点の満年齢で月掛金をご確認ください。掛金の払い込み期間は終身となります。

保障額(入院日額)3,000円

効力発生日 時点の 満年齢	月掛金		効力発生日 時点の 満年齢	月掛金	
	男 性	女 性		男 性	女 性
15歳	924円	924円	50歳	2,424円	2,172円
16歳	948円	948円	51歳	2,502円	2,238円
17歳	966円	972円	52歳	2,586円	2,310円
18歳	984円	984円	53歳	2,676円	2,382円
19歳	1,008円	1,008円	54歳	2,766円	2,460円
20歳	1,032円	1,032円	55歳	2,862円	2,538円
21歳	1,056円	1,056円	56歳	2,958円	2,622円
22歳	1,080円	1,080円	57歳	3,060円	2,712円
23歳	1,110円	1,110円	58歳	3,162円	2,802円
24歳	1,134円	1,134円	59歳	3,270円	2,904円
25歳	1,164円	1,158円	60歳	3,378円	3,000円
26歳	1,194円	1,188円	61歳	3,492円	3,102円
27歳	1,224円	1,212円	62歳	3,606円	3,210円
28歳	1,260円	1,242円	63歳	3,720円	3,324円
29歳	1,290円	1,266円	64歳	3,840円	3,438円
30歳	1,326円	1,296円	65歳	3,966円	3,558円
31歳	1,362円	1,326円	66歳	4,092円	3,690円
32歳	1,392円	1,356円	67歳	4,224円	3,816円
33歳	1,434円	1,380円	68歳	4,368円	3,954円
34歳	1,476円	1,416円	69歳	4,512円	4,104円
35歳	1,518円	1,446円	70歳	4,662円	4,254円
36歳	1,560円	1,482円	71歳	4,824円	4,410円
37歳	1,608円	1,518円	72歳	4,992円	4,578円
38歳	1,656円	1,560円	73歳	5,172円	4,758円
39歳	1,710円	1,602円	74歳	5,352円	4,938円
40歳	1,764円	1,644円	75歳	5,550円	5,130円
41歳	1,812円	1,686円	76歳	5,754円	5,322円
42歳	1,872円	1,734円	77歳	5,970円	5,538円
43歳	1,932円	1,776円	78歳	6,198円	5,748円
44歳	1,992円	1,824円	79歳	6,438円	5,976円
45歳	2,058円	1,878円	80歳	6,684円	6,210円
46歳	2,130円	1,932円			
47歳	2,190円	1,986円			
48歳	2,268円	2,046円			
49歳	2,340円	2,112円			

(団体割引適用掛金)

保障額(入院日額)5,000円

効力発生日 時点の 満年齢	月掛金		効力発生日 時点の 満年齢	月掛金	
	男 性	女 性		男 性	女 性
15歳	1,540円	1,540円	50歳	4,040円	3,620円
16歳	1,580円	1,580円	51歳	4,170円	3,730円
17歳	1,610円	1,620円	52歳	4,310円	3,850円
18歳	1,640円	1,640円	53歳	4,460円	3,970円
19歳	1,680円	1,680円	54歳	4,610円	4,100円
20歳	1,720円	1,720円	55歳	4,770円	4,230円
21歳	1,760円	1,760円	56歳	4,930円	4,370円
22歳	1,800円	1,800円	57歳	5,100円	4,520円
23歳	1,850円	1,850円	58歳	5,270円	4,670円
24歳	1,890円	1,890円	59歳	5,450円	4,840円
25歳	1,940円	1,930円	60歳	5,630円	5,000円
26歳	1,990円	1,980円	61歳	5,820円	5,170円
27歳	2,040円	2,020円	62歳	6,010円	5,350円
28歳	2,100円	2,070円	63歳	6,200円	5,540円
29歳	2,150円	2,110円	64歳	6,400円	5,730円
30歳	2,210円	2,160円	65歳	6,610円	5,930円
31歳	2,270円	2,210円	66歳	6,820円	6,150円
32歳	2,320円	2,260円	67歳	7,040円	6,360円
33歳	2,390円	2,300円	68歳	7,280円	6,590円
34歳	2,460円	2,360円	69歳	7,520円	6,840円
35歳	2,530円	2,410円	70歳	7,770円	7,090円
36歳	2,600円	2,470円	71歳	8,040円	7,350円
37歳	2,680円	2,530円	72歳	8,320円	7,630円
38歳	2,760円	2,600円	73歳	8,620円	7,930円
39歳	2,850円	2,670円	74歳	8,920円	8,230円
40歳	2,940円	2,740円	75歳	9,250円	8,550円
41歳	3,020円	2,810円	76歳	9,590円	8,870円
42歳	3,120円	2,890円	77歳	9,950円	9,230円
43歳	3,220円	2,960円	78歳	10,330円	9,580円
44歳	3,320円	3,040円	79歳	10,730円	9,960円
45歳	3,430円	3,130円	80歳	11,140円	10,350円

(団体割引適用掛金)

介護・認知症保障



- 本人・配偶者だけでなく、同居の親族、別居の両親(義父母を含む)も加入できます。
- 要介護の状態になったとき、要介護・要支援認定や認知症と診断されたとき、一時金を受け取れます。

▶介護に必要な費用に備える保障

もしもに備えて「介護保障」があると安心です

■今後の介護保障をとりまく状況

1. 要介護認定者数等の見通し(予測)

年	要介護認定者数(万人)
2020	531万人
2030	669万人
2040	749万人
2050	751万人
2060(年)	794万人

性・年齢階級別の認定率等が現状のまま変わらないとした場合、要介護1～要介護5認定を受ける方の見込み数は左記のようになり、要介護認定者数等の見通しは増加傾向です。

厚生労働省 ホームページより

2. 介護の平均費用について (公益財団法人 生命保険文化センターより)

介護にかかる費用	一時金平均: 69万円 月額平均: 7.8万円 介護期間: 平均4年7ヶ月	約 500万円
	69万円 + (7.8万円 × 約4年7ヶ月) = 約 500万円 (494.1万円)	

もしもに備え、「介護保障」として**500万円程度**は準備しておきたいですね。

1 保障内容

基本契約	介護保障	介護認定保障	認知症保障
保障期間中に病気やケガ、認知症などにより、要介護2以上または障害支援区分3以上と認定されたときにお支払いします。※1	保障期間中に要支援1以上または障害支援区分1以上と認定されたときにお支払いします。※2	保障期間中に認知症と診断されたときにお支払いします。※2	

【保障の概要】

介護認定と保障範囲			
身体の状態(例)			
要介護認定区分	障害支援区分		
要支援1	区分1	日常生活は、ほぼ自分でできるが、現状を改善し、要介護状態の予防のために少し支援が必要	
要支援2		立ち上がりや歩行が不安定、介護予防が必要と思われる状態	
要介護1		立ち上がりや歩行に不安定さがあまりれることが多く、排せつ、入浴に一部介助が必要	
要介護2	区分3	立ち上がりや歩行などが自分でできない場合が多く、排せつ、入浴などにも一部または全介助が必要	
要介護3		立ち上がりや歩行、寝返りが自分でできない。排せつや入浴、衣服の脱着などに全面的な介助が必要	
要介護4		日常生活全般にわたり、さらに動作能力が低下し、介護なしでは日常生活は困難	
要介護5		生活全般に介護なしでは日常生活がほとんど不可能	
認知症と診断されたとき 10万円お支払いします。			

【重要】※1…次の場合に契約が失効します。
①加入者(被保険者)が死亡したとき。
②介護保障の一時金が支払われたとき。一時金の支払いは生涯で1回のみの支払いとなります。
※2…介護保障の契約が失効、解除となった場合、介護・認知症保障の契約は消滅します。一時金の支払いは生涯で1回のみの支払いとなります。
●介護・認知症保障は損害保険会社(共栄火災)、全トヨタ労連が引受け団体となり制度運営を行います。制度の詳細については、重要な事項説明書(損

害保険会社P.64、全トヨタ労連P.65)をご確認ください。
●申込日時点の健康状態によってはご加入いただけない場合があります。また、ご回答(告知)いただきました事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただく場合がありますのでご注意ください。
●期の途中でご加入される場合は、中途加入における保障開始日(効力発生日)時点の

2 加入できる方と保障額の範囲

加入できる方	加入できる年齢(効力発生日時点)		保障額の範囲
	新規契約	継続契約	
組合員(本人)	満84歳まで	満84歳まで	100万円・300万円 500万円・700万円 (生涯で1回限り)
組合員の配偶者、 その他家族(組合員の子ども・同居の親族)、 組合員・配偶者の両親(同居・別居問わず)	満84歳まで	満84歳まで	

(注1)国内の認定制度のため、海外居住の方(一時的な居住を除く)は加入できません。

(注2)加入者の重複加入はできません。

ご加入について

新規・増額をご希望の方
加入申込書記載の「質問表M」および
「職業告知」(コード表H)欄への回答
が必要となります。

3 保障額

保障額	保障名 <small>要介護 認定区分 障害支援 区分</small>	基本契約								認知症診断	
		介護保障				介護認定保障					
		5	4	3	2	5	4	3	2		
		6	5	4	3	6	5	4	3		
100万円		100万円(生涯で1回限り)			一時金10万円 (生涯で1回限り)			一時金10万円 (生涯で1回限り)			
300万円		300万円(生涯で1回限り)									
500万円		500万円(生涯で1回限り)									
700万円		700万円(生涯で1回限り)									

★はじめての申請で「要介護2以上相当」の認定を受けた場合、介護認定保障の一時金10万円をプラスした保障額を受け取れます。

例) 要介護2以上の認定(保障額100万円)で認知症診断を受けた場合

介護保障
100万円
+ 介護認定保障
10万円
+ 認知症保障
10万円
= 120万円

- 「介護保障」および「介護認定保障」、「認知症保障」のお支払いはそれぞれ生涯で1回限りです。
- 「介護保障」の共済金を受取後、介護・認知症保障は失効(解約)になります。再加入はできません。

4 月掛金について

ご希望の保障額(基本契約額)より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。
保障開始日(一斉展開の場合、2020年4月1日)時点の満年齢で月掛金をご確認ください。

加入(継続)時年齢	保障額	100万円	300万円	500万円	700万円
		40円	140円	240円	340円
満65歳～満69歳	360円	1,100円	1,840円	2,580円	
満70歳～満74歳	600円	1,820円	3,040円	4,260円	
満75歳～満79歳	1,260円	3,780円	6,320円	8,840円	
満80歳～満84歳	3,020円	9,080円	15,140円	21,200円	

(注)「在職者」「退職者会」ともに同一掛金となります。

**組合員(本人)の加入がなくても
配偶者や親族など組合員(本人)
以外の方の加入ができます。**

**夫婦・親子で全トヨタ労連加盟組合や退職者会に所属している場合
(退職者会含む)、家族間で重複加入することはできません。それ
ぞれ組合員(本人)として加入して
ください。**

29

30

2020年4月1日～2021年3月31日
共栄火災受付は2021年4月1午後4時まで

保障期間

全トヨタ労連・自家介護・認知症共済

火災・自然災害

生命後遺障害
緩和生命

緩和医療
終身医療

交通灾害
介護・認知症

交通災害保障

保障期間 2020年4月1日～2021年3月31日

引受団体 こくみん共済 coop<全労済>…「交通災害共済(A型)」

▶交通機関に関する不慮の事故による保障

期間限定フリーダイヤル **0120-81-3401**

※開設期間、受付時間は本冊子裏表紙を参照ください。

ポイント

- 自動車事故のほか自転車、バイク等の運行中の交通機関による事故を保障します。
- 国内だけでなく、海外で事故にあった場合も保障します。

1 保障内容

交通事故により死亡したとき

死亡保障

交通事故を直接の原因として死亡されたときに支払われます。

交通事故により障がいが残ったとき

障害保障

交通事故を直接の原因として所定の身体障がいの状態になられたときに支払われます。

交通事故により入院したとき

入院保障

事故の日からその日を含めて180日以内に開始した連続5日以上の入院について5日目より180日分を限度にお支払われます。※1

交通事故により通院したとき

通院保障

事故の日から180日以内に行われた治療のための通院について90日分を限度にお支払われます。

2 保障例

■次のような交通機関にかかる事故で被害にあったとき



■道路上で次の不慮の事故で被害にあったとき



※歩行中に単独で転倒する等の事故は保障の対象になりません。

3 保障額

死亡保障	障害保障	入院保障	通院保障
500万円	20万円～500万円	日額10,000円	日額5,000円
400万円	16万円～400万円	日額8,000円	日額4,000円
300万円	12万円～300万円	日額6,000円	日額3,000円
200万円	8万円～200万円	日額4,000円	日額2,000円
100万円	4万円～100万円	日額2,000円	日額1,000円

ご希望の保障額より月掛金を確認いただき加入申込書に記入ください。

5 加入できる方と保障額の範囲

加入できる年齢 (保障開始日時点)	保障額の範囲
組合員(本人) 配偶者 その他家族※2	年齢・健康状態に 関わらずご加入 いただけます。

ご加入について

新規・増額をご希望の方

加入申込書記載の「他の事故死亡保障(共済)契約の有無」(他保険G欄への回答)が必要となります。

[重要]※1…入院保障の支払いから除かれる入院1日目～4日目の4日間は、「通院保障」より支払われます。※2…「その他家族」とは、組合員と生計を一にする親族となります(「生計を一にする」とは、組合員と収入および支出の全部または一部を共同していることをいいます)。●ハイヤーまたはタクシーを業務で運転中の交通事故の場合、通院保障は支払われません。ただし、入院保障は保障額200万円以上加入の場合は日額1,000円、保障額100万円加入の場合は日額500円の支払われます。●「交通災害保障」(こくみん共済 coop<全労済>引受)に、他の団体などを通じて加入されている場合は、合算して、500万円が限度となります。ご家族の中で加入額が重複あるいは超過する場合は契約を一つにまとめ、限度額(500万円)の範囲でお申し込みください。●「交通事故の定義」および「運行中および搭乗の定義」については重要事項説明書(P.66)をご確認ください。

組合員のみなさまへ

2020年度 商品(制度)内容のご説明

重要事項説明書

契約概要・注意喚起情報のご説明

全トヨタ労連総合保障共済

ゆうゆう共済

この「重要事項説明書」は、ご契約に関する大切な事柄を記載したものです。ご契約の際は、当総合パンフレットの該当箇所、および「加入・継続加入申込書兼告知書」とともに内容を充分ご確認ください。また、「重要事項説明書」は効力発生日(保障開始日)後も大切に保管してください。なお、ご不明な点がございましたら、全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」までお問合せください。

全トヨタ労働組合連合会

全国労働者共済生活協同組合連合会 共栄火災海上保険株式会社 日本生命保険相互会社

目次

- P.33 「ゆうゆう共済」全保障(全引受団体)共通事項
- P.36 こくみん共済 coop<全労済>引受契約 共通事項
- P.37 損害保険会社 引受契約 重要事項説明書(共通事項)
- P.40 火災保障・自然災害保障(各種特約含む) 共通事項
- P.45 生命・後遺障害保障 全体概要
- P.45 生命・後遺障害保障 こくみん共済 coop<全労済>「団体定期生命共済」
- P.47 生命・後遺障害保障 生命保険「団体定期保険」
- P.50 生命・後遺障害保障 損害保険会社「標準傷害保険」
- P.51 生命・後遺障害保障 全トヨタ労連「自家生命共済」
- P.52 緩和生命保障 全体概要
- P.52 緩和生命保障 こくみん共済 coop<全労済>「団体定期生命共済」
- P.52 緩和生命保障 全トヨタ労連「自家緩和生命共済」
- P.53 終身生命保障 こくみん共済 coop<全労済>「終身生命共済」
- P.56 入院・手術保障 損害保険会社「医療保険(1年契約用)」
- P.59 入院・手術保障 全トヨタ労連「自家医療共済」
- P.60 緩和医療保障 全体概要
- P.60 緩和医療保障 損害保険会社「医療保険(1年契約用)(引受緩和特約)」
- P.62 緩和医療保障 全トヨタ労連「自家緩和医療共済」
- P.62 終身医療保障 こくみん共済 coop<全労済>「終身生命共済」
- P.64 介護・認知症保障 全体概要
- P.64 介護・認知症保障 損害保険会社「標準傷害保険(介護一時金支払特約)」
- P.65 介護・認知症保障 全トヨタ労連「自家介護・認知症共済」
- P.65 交通災害保障 こくみん共済 coop<全労済>「交通災害共済」
- 資料(各保障に関する関連情報)
 - P.68～70 各保障における「後遺障害等級表」「身体障害等級別支払割合表」
 - P.70 各保障における「手術支払倍率表」

「ゆうゆう共済」全保障(全引受団体) 共通事項

全トヨタ労働組合連合会(以下、全トヨタ労連)は総合保障共済「ゆうゆう共済」(以下、「ゆうゆう共済」)を、全トヨタ労連規約第6条および同総合保障共済規程にもとづき実施します。具体的には、全国労働者共済生活協同組合連合会(以下、こくみん共済 coop <全労済>)、共栄火災海上保険株式会社(以下、共栄火災)を幹事会社とする損害保険会社(以下、損害保険会社)。非幹事会社は、東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社です)、日本生命保険相互会社(以下、生命保険)、全トヨタ労連が実施する各共済、保険を組み合せ実施します。各商品(制度)により、保障名および共済(保険)用語の正式名称は異なりますが、理解しやすいように一部用語を統一して記載しています。詳細は35~36ページを参照してください。

▶ 1 「ゆうゆう共済」実施規程

全トヨタ労連は、総合保障共済実施規則(以下、実施規則)にもとづき、「ゆうゆう共済」を実施します。各規程および改廃機関は以下のとおりです。

規程名称	規程内容	規程の改廃機関
全トヨタ労連 規約	全トヨタ労連における共済実施	大会
全トヨタ労連 総合保障共済規程	「ゆうゆう共済」全体の運営	中央委員会
全トヨタ労連 総合保障共済実施規則		中央執行委員会
同 共通規程		
同 自家生命共済規程		
同 自家緩和生命共済規程		
同 自家医療共済規程		
同 自家緩和医療共済規程		
同 自家介護・認知症共済規程		
全トヨタ労連「自家共済」の運営	こくみん共済 coop <全労済>、損害保険会社、生命保険会社が引き受けける保障は、各引受団体・会社が定める「事業規約・細則」「約款」「特約条項」などにもとづきます。	各団体が定める機関

▶ 2 引受団体と根拠規程

「ゆうゆう共済」の各保障を引き受ける団体・会社(以下、引受団体)と根拠規程、各引受団体の引受割合、および保険料控除の種類は以下のとおりです。

保障メニュー	制度(保障内容)	引受団体と根拠規程(規約・定款など)	引受割合(%)	保険料控除の種類
生命・後遺障害 保障	基本契約 死亡・重度(高度)障害	こくみん共済 coop <全労済>「団体定期生命共済」	50%	生命保険料控除
		日本生命「団体定期保険」	13%	
		全トヨタ労連「自家生命共済」	37%	
	傷害後遺障害保障特約 事故死亡上乗せ特約	全トヨタ労連「自家生命共済」	100%	対象外
		共栄火災など「標準傷害保険」	30%	
		全トヨタ労連「自家生命共済」	70%	
緩和生命保障	死亡・重度障がい	こくみん共済 coop <全労済>「団体定期生命共済」	50%	生命保険料控除
		全トヨタ労連「自家緩和生命共済」		対象外
終身生命保障	死亡・重度障がい	こくみん共済 coop <全労済>「終身生命共済」		生命保険料控除(※1)
入院・手術保障	基本契約 入院・手術	共栄火災「医療保険(1年契約用)」		介護医療保険料控除
		国内臓器移植 海外心臓移植 骨髄ドナー提供者 難病指定	100%	対象外
		全トヨタ労連「自家医療共済」		
		先進医療		介護医療保険料控除
	医療上乗せ特約	共栄火災「医療保険(1年契約用)」		対象外
		全トヨタ労連「自家医療共済」		介護医療保険料控除
		共栄火災「医療保険(1年契約用)」		対象外
緩和医療保障	入院・手術	全トヨタ労連「自家医療共済」		介護医療保険料控除
		共栄火災「医療保険(1年契約用)」		対象外
	先進医療	共栄火災「医療保険(1年契約用)」		介護医療保険料控除
		全トヨタ労連「自家医療共済」		対象外
終身医療保障	入院・手術	共栄火災「医療保険(1年契約用)」		介護医療保険料控除
		全トヨタ労連「自家緩和医療共済」		対象外
	先進医療	共栄火災「医療保険(1年契約用)」		介護医療保険料控除
		全トヨタ労連「自家医療共済」		対象外
介護・認知症保障	入院・手術	共栄火災「医療保険(1年契約用)」		介護医療保険料控除
		全トヨタ労連「自家緩和医療共済」		対象外
	介護認定	共栄火災「医療保険(1年契約用)」		介護医療保険料控除
		全トヨタ労連「自家介護・認知症共済」		対象外
交通災害保障	認知症	全トヨタ労連「自家介護・認知症共済」		介護医療保険料控除
		全トヨタ労連「自家医療共済」		対象外
	死亡・入院・通院など	こくみん共済 coop <全労済>「交通災害共済(A型)」		介護医療保険料控除
		こくみん共済 coop <全労済>「風水害等給付金付火災共済」		生命保険料控除(※1)
火災保障	住宅災害(火災など)	こくみん共済 coop <全労済>「風水害等給付金付火災共済」		介護医療保険料控除
		こくみん共済 coop <全労済>「風水害等給付金付火災共済」		生命保険料控除(※1)
	特約各種	こくみん共済 coop <全労済>「風水害等給付金付火災共済」		介護医療保険料控除
		こくみん共済 coop <全労済>「風水害等給付金付火災共済」		生命保険料控除(※1)
自然灾害保障	住宅災害(風水害、地震など)	こくみん共済 coop <全労済>「風水害等給付金付火災共済」		介護医療保険料控除(※3)
		こくみん共済 coop <全労済>「風水害等給付金付火災共済」		生命保険料控除(※3)

▶ 3 加入資格について

「ゆうゆう共済」に契約(加入)できる方は、全トヨタ労連に加盟する労働組合に所属する組合員、および在職中に「ゆうゆう共済」に契約(加入)があった退職者、さらに全トヨタ労連が特に認めた方となります。また「ゆうゆう共済」各制度を利用するにあたり、引受元であるこくみん共済 coop <全労済>の組合員となる必要があります(詳細は36ページ)。加入できる(保障の対象となる)方は、制度ごとに異なりますので、当総合パンフレットの該当ページおよび各保障の重要事項説明書を参照ください。

▶ 4 一斎展開(募集)期間について

「ゆうゆう共済」への新規加入および変更の手続きは、定められた締切日までに加入・継続加入申込書兼告知書(以下、加入申込書)をご提出ください。締切日までにご提出がない場合は、お申し込みいただいた内容をお引き受けできない場合があります。

▶ 5 効力発生日(保障開始日)と共済(保険)期間について

「ゆうゆう共済」の統一発効日(効力発生日)は毎年4月1日です。共済(保険)期間は同日から翌3月31日まで(損害保険引受分は翌4月1日午

(告知日)とします。申込書記入日(告知日)はご契約の引き受け上、大変重要な項目となります。そのため必ず契約者(組合員本人)および加入者が自書ください。

▶ 9 契約(加入)の成立と効力の発生について

全トヨタ労連および引受団体が加入を承諾した場合、契約(加入)が成立したものとみなし、保障は2020年4月1日または共済規程などに定める効力発生日(保障開始日)より開始します。

▶ 10 共済(保険)金請求に関する時効

共済(保険)金の請求手続き(請求する権利)には3年の時効期間があります。ご注意ください。

▶ 11 異議申し立て

契約(加入)および共済(保険)金の支払い等に関する決定について不服がある場合の異議の申し立ての取り扱いは、全トヨタ労連(ゆうゆうセンター)に対し文書で行うこととします。全トヨタ労連からの通知は該当する申立人から届け出された住所に通知します。

▶ 12 加入者が生死不明の場合

加入者が生死不明の場合は、各引受団体が定める共済規程、規約、約款、特約条項および民法等にもとづき対応します。

▶ 13 共済(保険)金等の受取人

共済(保険)金は、各商品の引受団体規程(事業規約・保険約款)等に準じてお支払いしますので、お支払いの詳細については、当重要事項説明書の各商品(制度)の該当箇所をご確認ください。なお、受取人を指定される場合は、所定の書類をご提出いただく必要があります。

*損害保険部分の死亡保障について死亡保険金受取人を指定する場合は、毎年所定の書類をご提出いただく必要があります。ご提出いただけない場合、死亡保険金受取人は法定相続人にになりますのでご注意願います。

▶ 14 共済掛金(保険料)払込猶予期間について

共済掛金が月払いの場合、当月末日を、翌月分の共済掛金の「払込期日」とし、払込期日の翌日から3カ月間を「共済掛金払込猶予期間」とします。

▶ 15 共済(保険)契約の消滅

「払込期日」までに共済掛金の払い込みが行われなかった場合、全トヨタ労連は当該契約者の届出住所宛に催告書を送付して未払掛け金の払い込みを求めますが、「共済掛金払込猶予期間」内に共済掛け金の払い込みが全くない場合、「共済掛金払込猶予期間」末日の属する月の翌月1日前午0時をもって、当該共済契約は消滅します。この場合、全トヨタ労連はその旨を契約者に通知します。

▶ 16 個人情報の共同利用等に関する事項

(1)個人情報の「利用目的」について

契約者(組合員本人)ならびに加入者からお預かりした個人情報は、適切な契約の引き受け、支払事由が発生した場合の円滑かつ適切な共済(保険)金のお支払い、契約に付帯されるサービスのご提供のほか、継続のご案内、制度の健全な運営(再保険契約に伴う諸手続きを含みます)、保障制度のご提案などに利用させていただきます。なお各引受団体の個人情報取り扱いに関する詳細は以下のホームページ、または当説明書の該当箇所をご確認ください。

各引受団体(保険会社)のホームページ

●全トヨタ労連 <https://www.fine.or.jp/>

●こくみん共済 coop <全労済> <https://www.zenrosai.coop/>(当重要事項説明書36ページ)

●共栄火災 <https://www.kyoeikasai.co.jp/>(当重要事項説明書38ページ)

●日本生命 <https://www.nissay.co.jp/>(当重要事項説明書49ページ)

(2)個人情報の安全な取り扱いについて

引受団体は、契約者(組合員本人)ならびに加入者からお預かりした個人情報については、厳正なる管理責任体制のもと、適切な管理を行ふとともに、外部への流出の防止、外部からの不正なアクセス、または紛失・改ざなどの危険に対し最大限の安全対策を実施しています。

(3)個人情報の「共同利用・提供」について

「ゆうゆう共済」にご加入の際いただいた契約者ならびに加入者の個人情報および共済(保険)金のご請求・お支払いに関する情報は、(1)の利用目的のために全トヨタ労連および加盟組合は、こくみん共済 coop <全労済>、損害保険会社、

約は解約(脱退)となります。)

【前記の表に関する注意事項】

- 注1 「中途加入」、「中途増額」をされる場合は、加入を希望される保障制度によって質問表への回答が必要となります。また、質問表的回答によっては加入をお引き受けできない場合があります。
- 注2 契約発効日(効力発生日)、解約(脱退)日は、それぞれ加入の場合は毎月1日、解約(脱退)の場合は当月末日での取り扱いとなります。
- 注3 加入時の要件については、各保障制度記載のページをご覧ください。

▶ 20 統一名称の使用について

各商品(制度)により、保障名および共済(保険)用語の正式名称は異なりますが、組合員の方がわかりやすい様に保障名を統一して記載しています。

パンフレット記載名称	保障名称等	引受団体	制度(商品)名
生命・後遺障害保障	死亡保障	死亡保険金	日本生命 団体定期保険
	重度障害保障	高度障害保険金	
		死亡共済金	こくみん共済 coop <全労済>
		重度障害共済金	団体定期生命共済
	傷害後遺障害保障特約	疾病後遺障害保障	全トヨタ労連 自家生命共済
		傷害後遺障害保障	全トヨタ労連 自家生命共済
		事故死亡上乗せ特約	標準傷害保険
	事故死亡保障	事故死亡共済金	標準傷害保険
		傷害死亡保険金	標準傷害保険
		共栄火災など	
緩和生命保障	死亡保障	死亡共済金	こくみん共済 coop <全労済>
	重度障害保障	重度障害共済金	団体定期生命共済
		全トヨタ労連	自家緩和生命共済
		死亡共済金	
	終身生命保障	重度障害共済金	こくみん共済 coop <全労済>
	災害死亡特約	災害死亡共済金	終身生命共済
		障害共済金	
入院・手術保障	入院保障	疾患入院保険金	共栄火災 医療保険(1年契約用)
		疾病手術・放射線治療保険金	
		傷害入院保険金	
		傷害手術保険金	
	国内臓器移植保障	国内臓器移植共済金	全トヨタ労連 自家医療共済
医療上乗せ特約	海外心臓移植保障	海外心臓移植共済金	
	骨髄トナー提供者保障	骨髄トナー提供者共済金	
	難病指定保障	難病指定共済金	
	長期入院保障	継続入院一時金	共栄火災 医療保険(1年契約用)
		長期入院共済金	全トヨタ労連 自家医療共済
三大疾病特約	先進医療費用保障	先進医療保険金および先進医療一時金	共栄火災 医療保険(1年契約用)
	通院見合分保障	通院見合分共済金	全トヨタ労連 自家医療共済
	診断保障	診断保険金	共栄火災 医療保険(1年契約用)
		三大疾病診断共済金	全トヨタ労連 自家医療共済
	三大疾病入院保障	三大疾病入院保険金	共栄火災 医療保険(1年契約用)
緩和医療保障	三大疾病入院保障	三大疾病入院共済金	全トヨタ労連 自家医療共済
	三大疾病手術保障	三大疾病手術・放射線治療保険金	共栄火災 医療保険(1年契約用)
		三大疾病手術・放射線治療共済金	全トヨタ労連 自家医療共済
	入院保障	疾病入院保険金	医療保険(1年契約用)
		傷害入院保険金	(引受緩和特約)
手術保障	疾病入院共済金	疾病入院共済金	全トヨタ労連 自家緩和医療共済
	疾病手術・放射線治療保険金	傷害手術保険金	医療保険(1年契約用)
		疾病手術・放射線治療共済金	全トヨタ労連 自家緩和医療共済
	先進医療費用保障	先進医療保険金および先進医療一時金	医療保険(1年契約用)
			(引受緩和特約)
終身医療保障	入院保障	病気入院共済金	こくみん共済 coop <全労済> 終身医療保険プラン・ベーシックタイプ
	手術保障	手術共済金	
		災害入院共済金	
		災害手術共済金	
		介護一時金	標準傷害保険(介護一時金支払特約)
介護・認知症保障	介護保障	介護共済金	全トヨタ労連 自家介護・認知症共済
	介護認定保障	介護認定共済金	全トヨタ労連 自家介護・認知症共済
	認知症保障	認知症共済金	
交通災害保障	死亡保障	死亡共済金	
	障害保障	障害共済金	
	入院保障	入院共済金	
	通院保障	通院共済金	
	火災等保障	火災等共済金	交通災害共済
火災保障	風水害等保障	風水害等共済金	
	臨時費用保障	臨時費用共済金	
	失火見舞費用保障	失火見舞費用共済金	
	漏水見舞費用保障	漏水見舞費用共済金	
	修理費用保障	修理費用共済金	
諸費用保障	修理費用保障	修理費用共済金	
	バルコニー等修繕費用保障	バルコニー等修繕費用共済金	
	水道管凍結修理費用保障	水道管凍結修理費用共済金	
	住宅災害死亡保障	住宅災害死亡共済金	
	特別保障	特別共済金	風呂の空だき見舞金
借家人賠償責任特約	風呂の空だき見舞金	付属建物等風水害共済金	
	持出し家財保障	持出し家財共済金	
	損害賠償保障	損害賠償共済金	借家人賠償責任特約
類焼損害保障特約	賠償費用保障	賠償費用共済金	類焼損害保障特約
	類焼損害保障	類焼損害共済金	盗難保障特約
盗難保障特約	盗難保障	盗難共済金	

パンフレット記載名称	保険名称等	引受団体	制度(商品)名
自然災害保障	風水害等保障	風水害等共済金	こくみん共済 coop <全労済>
	地震等保障	地震等共済金	
	地震等特別保障	地震等特別共済金	
	盗難保障	盗難共済金	
	傷害費用保障	傷害費用共済金	
	付属建物等特別保障	付属建物等特別共済金	
その他	共済金	保険金	日本生命 共栄火災など
	掛金	保険料	
	保障額・加入額	保険金額・共済金額	共 通
	組合員(本人)	契約者、主たる被保険者	
	加入者	被共済者、被保険者	

▶ 20 統一名称の使用について

各商品(制度)により、保障名および共済(保険)用語の正式名称は異なりますが、組合員の方がわかりやすい様に保障名を統一して記載しています。

- (*) 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガは保障の対象となります。
- (*) 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- (注) すでに存在していた身体の障がいや病気（骨粗しょう症を含みます。）の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金（保険金額等に割合を乗じて算出します。）をお支払いします。（ケガの原因が病気のみに起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。）

▶ 3 ケーリング・オフ（加入のお申し込みの撤回等）

▶ 4 保険の効力発生日（保障開始日）

▶ 5 脱退時の手続き・返れい金

▶ 6 保険金をお支払いする事由が発生したときは

▶ 7 保険会社破綻時の取扱い

▶ 8 お客様に関する情報の取扱い

▶ 9 ご注意いただきたいこと

▶ 10 加入申込書をご提出いただく前に、今一度ご確認いただきたいこと

上記3~10の詳細は、「損害保険会社 引受契約 重要事項説明書（共通事項）」（37~39ページ）を参照ください。

生命・後遺障害保障 全トヨタ労連「自家生命共済」

全トヨタ労連は、生命・後遺障害保障のうち基本契約の「死亡・重度障害」の37%、「疾病後遺障害」の100%、事故死亡上乗せ特約の「事故死亡」の70%について、自家生命共済規程にもとづき実施します。

契約概要 全トヨタ労連「自家生命共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程について

全トヨタ労連引受分は、全トヨタ労連が定める「自家生命共済規程」にもとづき実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規程にもとづき実施します。

▶ 3 加入要件

生命・後遺障害保障 こくみん共済 coop <全労済>「団体定期生命共済」の同項目と同様です。本説明書45ページを参照してください。

▶ 4 保障額と掛金

保障額・年齢群ごとの自家生命共済引受分掛金は以下のとおりです。

【1】基本契約（疾病後遺障害保障含む）

①組合員・配偶者掛金

加入時年齢	基本契約円保障額(万円)		
	300	500	1,000
50~54歳	215円	358円	616円
55~59歳	332円	553円	1,006円
60~64歳	1,160円	1,932円	3,764円
65~69歳	2,075円	3,458円	6,816円
70~74歳	3,024円	5,040円	—
75~79歳	3,024円	5,040円	—

【2】事故死亡上乗せ特約

組合員・配偶者掛金

基本契約 保障額(万円)	事故死亡上乗せ 特約(万円)	全トヨタ労連 引受額(万円)	全トヨタ労連 引受掛金(円)
300	300	210	70
500	500	350	100
1,000	1,000	700	210

※事故死亡上乗せ特約は基本契約と同額付帯となります。そのうち全トヨタ労連は70%を引受けます。

▶ 5 共済金をお支払いする場合

①死亡共済金・重度障害共済金

加入者が共済期間中に死亡または所定の重度障がい（45ページこくみん共済 coop <全労済>規定と同内容）となった場合、死亡共済金または重度障害共済金をお支払いします。

※死亡共済金と重度障害共済金は重複してお支払いしません。

②疾病後遺障害共済金

前項の重度障がいに該当しない病気による身体障がいについて、加入者が共済期間中に身体障害者福祉法にもとづいた地方自治体発行の身体障害者手帳を交付されたときにお支払いします。

等級とその共済金の額については次表のとおりです。この等級は身体障害者福祉法施行規則に定められる身体障害者障害程度等級表にもとづいた等級をいいます。

交付された等級	共済金の額（契約額※×下記割合）
1級または2級	100%
3級	50%
4級	30%
5級	10%
6級	5%

③事故死亡共済金（事故死亡上乗せ特約）

加入者が共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間中（共済契約を更新した場合は、更新直後の共済期間を含む）に死亡した場合、事故死亡共済金をお支払いします。

▶ 6 共済金受取人について

受取人に関する取り扱いはこくみん共済 coop <全労済>と同様となります。詳細は「契約概要 こくみん共済 coop <全労済>『団体定期生命共済』」（46ページ）を参照ください。

▶ 7 割り戻し金について

全トヨタ労連「自家生命共済」には割り戻し金の制度はありません。

▶ 8 共済掛金の保険料控除

全トヨタ労連「自家生命共済」の掛金は保険料控除の対象となりません。

注意喚起情報 全トヨタ労連「自家生命共済」

▶ 1 事故発生の通知義務

共済事故が発生したことを知ったときは、契約者、加入者または共済金受取人は、30日以内に事故発生の状況および被害の程度を全トヨタ労連（ゆうゆうセンター）へ通知してください。

▶ 2 共済金の分割払い等について

戦争その他の変乱、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常の出来事によるときは、共済金の分割払いやお支払いの繰り延べ、および減額してお支払いすることができます。

▶ 3 共済金をお支払いできない場合（免責）

下記の場合には、共済金をお支払いできません。

<各共済金に共通>

契約者、加入者、共済金受取人の故意、重大な過失、加入者の犯罪行為により支払い事由が発生したとき

<死亡共済金・重度障害共済金>

加入者が契約の発効日から1年以内に自殺したとき、または自殺行為により重度障がいになったとき

<事故死亡共済金>

(1)加入者が無資格運転中または酒気帯び運転中に生じた事故によるとき
(2)加入者の精神障がい、泥酔によるとき
(3)原因のいかんを問わず、頸部症候群（むちうち症）、腰・背痛など他覚症状のないとき

▶ 4 共済金を減額してお支払いする場合

下記の場合には、共済金を減額してお支払いします。

<重度障害共済金>

発効日・更新日（増額の場合）時点で、すでに罹患していた疾病・受傷していた傷病を原因として、発効日・更新日から180日以内に重度障がいになったとき、共済金額の50%を減額してお支払いします。

<疾病後遺障害共済金>

1)生命・後遺障害保障加入以前に、身体障害者手帳が交付されているときは、加入時の等級分の共済金を差し引いてお支払いします。

2)疾病後遺障害共済金を支払った後に、等級が変更になったときは、すでに支払った疾病後遺障害共済金を差し引いてお支払いします。

<事故死亡共済金>

事故等による傷害については、下記の影響を除いて共済金額を決定し、お支払いします。

(1)事故前から存在していた障がい・傷病による影響

(2)事故後、その事故とは関係なく発生した障がい・傷病による影響

(3)正当な理由なく、加入者が治療を怠り傷害が重大となったことによる影響

(4)正当な理由なく、契約者または共済金受取人が治療させなかったことによる影響

▶ 5 契約が無効となる場合

下記の場合には、契約が無効となります。

(1)契約者は加入者が発効日・更新日にすでに死亡していたとき

や「▶ 3 加入要件」（51ページ）の範囲外であったとき

(2)契約者が発効日・更新日に団体の構成員でなかったとき

(3)契約者が発効日・更新日に加入者でなかったとき

(4)契約者が発効日・更新日にすでに退職していたとき

ただし、ゆうゆう共済退職者会契約へ移行した場合を除く

(5)共済金額が最高限度を超えていたとき（超過分が無効）

(6)申し込みの際、加入者の同意を得ていなかったとき

(7)契約者の意思によらず契約を申し込みられたとき

(8)契約者は加入者が詐欺行為をしたとき

▶ 6 契約が解除となる場合

下記の場合には、契約は解除となり、共済金のお支払いはできません。既に共済金を支払っていた場合は返還していただきます。また、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。

(1)契約の申し込み、共済金の請求および受領に際し、契約者、加入者、共済金受取人が詐欺行為を行ったとき

(2)契約者、加入者が、契約時に故意・重大な過失により、質問表への回答等で重要な事実を隠したり、事実と異なる記載をしたとき

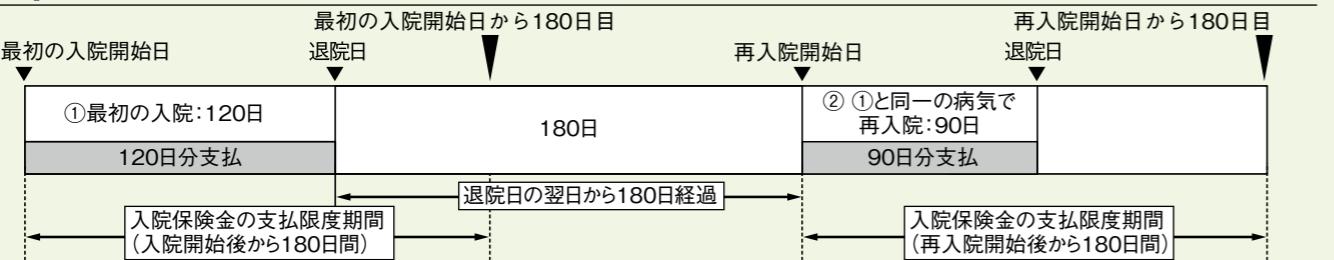
▶ 7 契約が消滅となる場合

下記の場合には、契約は消滅となります。

(1)加入者が死亡したとき

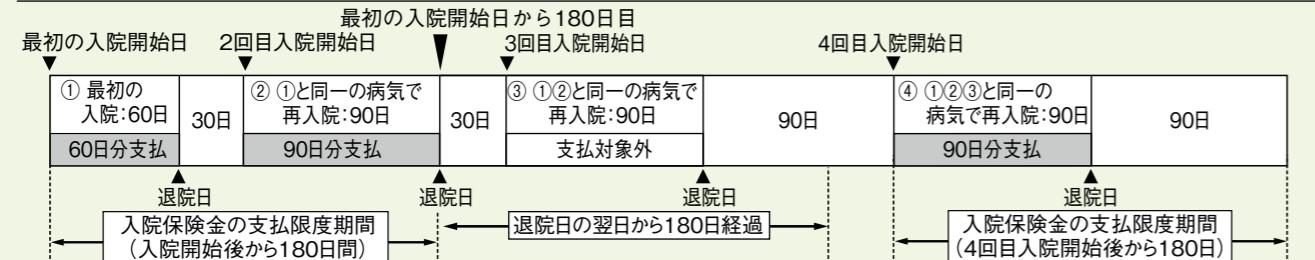
(2)加入者が重度障がいになったとき（重度障害共済金が支払われた場合）
※契約が消滅し、共済金を契約者または死亡共済金受取人にお支払いする場合、

【例3】同一の原因で再入院された場合～最初の入院の退院日から180日経過後に再入院されたケース



このケースは、①と②を異なった入院とみなします。そのため、「①最初の入院120日分+②再入院90日分=合計210日分」のお支払いとなります。
①の退院日の翌日から②の再入院開始日までに180日間経過しているため、①の入院と②の入院は異なった入院とみなします。したがいまして、それぞれの入院に対して入院保険金の支払限度期間(入院開始から180日間)を適用します。

【例4】同一の原因で再入院された場合～最初の入院の退院日から180日以内および180日経過後に再入院されたケース



このケースで支払い対象となる入院は、①②④です。
「①最初の入院60日分+②2回目入院日数90日分+④4回目入院日数90日分=合計240日分」のお支払いとなります。

入院・手術保障 全トヨタ労連「自家医療共済」

契約概要 全トヨタ労連「自家医療共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程について

全トヨタ労連引受分は、全トヨタ労連が定める「自家医療共済規程」にもとづき実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規程にもとづき実施します。

▶ 3 加入できる方

損害保険会社が引受けける入院・手術保障「基本契約」へ加入ができる方

▶ 4 保障額と掛金

全トヨタ労連は「医療上乗せ特約(先進医療を除く)」、「三大疾病特約」の50%を引受けています。保障額ごとの自家医療共済引受分掛金は以下のとおりです。

(1) 医療上乗せ特約

基本契約保障額(円)		3,000円	5,000円	8,000円	10,000円
長期入院保障	長期入院保障額(万円)	18	30	48	60
	全トヨタ労連引受額(万円)	上記長期入院保障額の50%			
通院見合分保障	入院一時金保障額(円)	9,000	15,000	24,000	30,000
	全トヨタ労連引受額(円)	上記入院一時金保障額の50%			
全トヨタ労連 引受分掛金(円)	発効日満年齢 0~59歳	60	90	160	190
	発効日満年齢 60~79歳	150	240	360	450

(2) 三大疾病特約

基本契約保障額(円)		3,000円	5,000円	8,000円	10,000円
診断保障	診断保障額(万円)	30	50	80	100
	全トヨタ労連引受額(万円)	上記診断保障額の50%			
三大疾病入院保障	三大疾病入院保障額(円)	3,000	5,000	8,000	10,000
	全トヨタ労連引受額(円)	上記三大疾病入院保障額の50%			
三大疾病手術保障	三大疾病手術保障額(万円)	1.5・3・6・12	2.5・5・10・20	4・8・16・32	5・10・20・40
	全トヨタ労連引受額(万円)	上記三大疾病手術保障額の50%			
全トヨタ労連 引受分掛金(円)	発効日満年齢 0~59歳	160	250	410	500
	発効日満年齢 60~79歳	560	920	1,480	1,850

▶ 5 共済金をお支払いする場合

(1) 国内臓器移植保障(2020年4月新設)

加入者本人が共済期間中に日本国内で、次のすべての要件を満たす移植術を受けた場合に、加入者の生涯で1回に限り、国内臓器移植共済金として100万円をお支払いします。

①次に掲げるいずれかの移植術であること。

・心臓、肺、肝臓、膀胱、小腸、腎臓、眼瞼の移植術。

②公益社団法人日本臓器移植ネットワーク(JOT)のコーディネートにより行われた移植術であること(眼球移植術を除く)。

(2) 海外心臓移植保障(2020年4月新設)

加入者本人、加入者本人の両親、加入者本人の子どもが、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク(JOT)に心臓移植の希望登録を行った後、国内臓器移植が受けられないことにより、共済期間中に心臓移植を目的として米国に渡航した場合に、海外心臓移植共済金として1,000万円をお支払いします。(心臓移植を目的として米国に渡航された方に生涯で1回限りの支払いとなります)。

(3) 骨髄ドナー提供者保障(2020年4月新設)

加入者本人、加入者本人の両親、加入者本人の子ども、加入者本人の兄弟姉妹が日本国内で、骨髄または末梢血幹細胞を採取、提供し、採取日または採取に伴う入院期間が共済期間中である場合、1回の提供に対して1回に限り骨髄ドナー提供者共済金として10万円をお支払いします。

(4) 難病指定保障(2020年4月新設)

加入者本人が共済期間中に、厚生労働省が認める指定難病と診断され、難病法による難病医療費等助成制度の対象と初めてなった場合に、加入者の生涯で1回に限り難病指定共済金として10万円をお支払いします。

(5) 医療上乗せ特約

共済金の種類	共済金を支払う場合・共済金の額
長期入院保障	●取扱いは損害保険会社引受契約と同様です。
長期入院共済金	【入院・手術保障 損害保険会社「医療保険(1年契約用)」をご参照ください。】
通院見合分保障	※共済金については、本特約における全トヨタ労連保障引受分を共済金としてお支払いします。
通院見合分共済金	

(6) 三大疾病特約

■「三大疾病」の定義→取扱いは共栄火災引受契約と同様です。

共済金の種類	共済金を支払う場合・共済金の額
三大疾病診断共済金(診断保障)	●取扱いは損害保険会社引受契約と同様です。
急性心筋梗塞診断共済金	【入院・手術保障 損害保険会社「医療保険(1年契約用)」】契約概要をご参照ください。
脳卒中診断共済金	※共済金については、本特約における全トヨタ労連保障引受分を共済金としてお支払いします。
悪性新生物診断共済金	
上皮内新生物等診断共済金	
三大疾病入院保障	
三大疾病入院共済金	
三大疾病手術保障	
三大疾病手術・放射線治療共済金	

▶ 6 共済金受取人

(1) 医療上乗せ特約、三大疾病特約、国内臓器移植保障(2020年4月新設)、難病指定保障(2020年4月新設)
詳細については、損害保険会社引受契約重要事項説明書「共通事項」(38ページ)、保険金の請求・死亡保険金受取人)を参照ください。

(2) 海外心臓移植保障(2020年4月新設)

受取人は契約者(組合員)とする。

(3) 骨髄ドナー提供者保障(2020年4月新設)

受取人は骨髄ドナー提供者本人とする。

▶ 7 割り戻し金について

全トヨタ労連「自家医療共済」には割り戻し金の制度はありません。

▶ 8 共済掛金の保険料控除

全トヨタ労連「自家医療共済」の掛金は保険料控除の対象ではありません。

注意喚起情報 全トヨタ労連「自家医療共済」

▶ 1 告知義務等

注意喚起情報 損害保険会社「医療保険(1年契約用)」(58ページ)告知義務等)を参照ください。

▶ 2 共済金をお支払いできない場合(免責)

(1) 医療上乗せ特約、三大疾病特約
注意喚起情報 損害保険会社「医療保険(1年契約用)」(58ページ)保険金をお支払いできない主な場合)を参照ください。

(2) 国内臓器移植保障(2020年4月新設)

●公益社団法人日本臓器移植ネットワーク(JOT)を介さずに臓器移植を受けた場合(眼球移植を除く)
●生体間移植により臓器移植を受けた場合
●日本国外で臓器移植を受けた場合

(3) 海外心臓移植保障(2020年4月新設)

●公益社団法人日本臓器移植ネットワーク(JOT)を介さずに海外心臓移植を受けた場合

(4) 骨髄ドナー提供者保障(2020年4月新設)

●日本国外で骨髄または末梢血幹細胞を採取してドナーとして提供した場合

(5) 難病指定保障(2020年4月新設)

●指定難病以外の難病となった場合
●難病医療費等助成制度の対象とならず、特定医療費受給者証の発行がなされない場合

▶ 3 クーリングオフ(加入のお申込みの撤回等)

▶ 4 保険の効力発生日(保障開始日)

▶ 5

①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療の算定対象として列挙されている放射線照射および電磁波温熱療法。ただし、血液照射は除きます。

②先進医療に該当する放射線照射および電磁波温熱療法

●先進医療とは、厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養を対象とし、厚生労働大臣告示に定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの）になります。

●1入院とは次の①～③のいずれかに該当する入院をいいます。

①入院を開始した時から、終了する時までの継続した入院

②入院2回以上した場合で、それぞれの入院の原因となった身体障害が同一のとき、または医学上重要な関係（※2）があるときは、それらの入院を合わせた入院。ただし、傷害入院保険金または疾病入院保険金の支払われることとなった最終の入院が終了した日の翌日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以後に開始した入院については、前の入院とは異なる入院とみなします。

③被保険者は保険金の支払われる入院期間中にさらに保険金

を支払うべき身体障害を被った場合は、当初の保険金を支払うべき入院とその後の保険金を支払うべき身体障害による入院とを合わせた入院。

※1 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて、生体に切開、切断、結紉（さつ）、摘除、郭清、縫合等の操作を加えることをいいます。

※2 たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患・腎臓疾患等の関係や、胃がんとその転移による肝臓がんとの関係等をいいます。

(4)引受条件（ご契約金額等）

①ご契約金額（入院保険日額）につきましては、下記金額からご選択いただけます。被保険者の満年齢・性別・年収等を参考にお選びください。実際にご加入いただくにあたってのご契約金額については、当総合パンフレットをご参照ください。

②新規にご加入の場合は満64歳まで、継続加入の場合は満79歳までご加入いただけます。なお、いずれも保障開始日時点における満年齢によります。

▶ 2 保障額と保険料

保険料は性別にかかわらず「一律」です。保障開始日時点での満年齢が60歳以上の方は60歳未満の方とは別の保険料となります。契約額ごとの保険料は以下のとおりです。

	基本契約保障額(円)	3,000円	5,000円	8,000円	10,000円
入院保障	入院保障額(円)	3,000	5,000	8,000	10,000
	共栄火災引受額(円)	上記入院保障額の50%			
手術保障	手術保障額(万円)	1.5・3・6・12	2.5・5・10・20	4・8・16・32	5・10・20・40
	共栄火災引受額(万円)	上記手術保障額の50%			
先進医療費用保障	先進医療費用保障額(万円)	最高2,000			
	共栄火災引受額(万円)	上記先進医療費用保障額の100%			
共栄火災引受分 保険料(円)	発効日満年齢0～59歳	850	1,380	2,180	2,710
	発効日満年齢60～79歳	2,370	3,920	6,240	7,790

▶ 3 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は「月払い」です。「指定口座自動振替」での実施になります。

▶ 4 満期返り金・契約者配当金

この保険には満期返り金・契約者配当金はありません。

▶ 5 脱退時の手続き・返り金

ご加入後、保険の解約を希望される場合は、ゆうゆうセンターへご連絡ください。なお、解約された場合でも、解約返り金はございません。

注意喚起情報 損害保険会社「医療保険(1年契約用)(引受緩和特約)」
ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。なお、ご不明な点については、「損害保険会社 引受契約 重要事項説明書く共通事項」の▶2ご相談窓口等(38ページ)までお問い合わせください。

▶ 1 告知義務等

ご加入における注意事項(加入申込書の記載上の注意事項)

①ご加入者には、ご加入に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している身体障害がいについて保険金をお支払いできないことがあります。この保険では加入申込書に★印が付された次の項目が告知事項となりますので、ご注意ください。
○被保険者の生年月日・満年齢・性別
○被保険者の職業種
○質問表回答欄にご記入いただく事項

②加入申込書の質問表回答欄にご記入いただく内容は公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。なお、ご記入内容によっては引受をお断りさせていただくことがあります。

③ご加入できる年齢には、新規にご加入の場合は満64歳以下、継続加入の場合は満79歳以下の制限があります。なお、いずれも保障開始日時点における満年齢によります。

▶ 2 保険金をお支払いできない主な場合

●以下の事由で身体障害を被った場合

①ご加入者または被保険者の故意または重大な過失
②被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
③被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用
④戦争、外国の武力行使、革命、その他これら類似の事変または暴動（※1）
⑤核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性・爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故（※1）
⑥上記④⑤に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱にもとづいて生じた事故（※1）
⑦むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（※2）のないもの

●以下のケガによる身体障害を被った場合

①無資格または酒気を帯びた状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
②地震、噴火もしくはこれらによる津波によるケガ、またはこれら的事由に随伴して生じた事故、もしくはこれらにともなう秩序の混乱にもとづいて生じた事故（※1）
③被保険者に対する刑の執行
④精神障がいを原因とする事故
●アルコール依存症および薬物依存による事故
(※1)これらに該当した被保険者数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと共栄火災が認めたときは、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその全額を削除して支払うことがあります。
(※2)理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

<お支払いの対象にならない手術の代表例は下記のとおりです。>

- 創傷処理
- 切開術（皮膚、鼓膜）
- デブリードマン
- 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
- 拔歯手術
- 異物除去術（外耳、鼻腔[くう]内）
- 鼻焼灼術（鼻粘膜、下甲介粘膜）
- 魚の目・タコ手術（鶏眼[けいがん]・胼胝[べんち]切除術）
- 美容整形手術など

▶ 3 クーリング・オフ（加入のお申し込みの撤回等）

▶ 4 保険の効力発生日（保障開始日）

▶ 5 脱退時の手続き・返り金

▶ 6 保険金をお支払いする事由が発生したときは

▶ 7 保険会社破綻時の取扱い

▶ 8 お客様に関する情報の取扱い

▶ 9 ご注意いただきたいこと

▶ 10 加入申込書をご提出いただく前に、今一度ご確認いただきたいこと

▶ 11 健康状態告知確認書（正しく告知いただくためにご確認いただきたい事項）

上記3～11の詳細は、損害保険会社 引受契約 重要事項説明書く共通事項(37～39ページ)を参照ください。

お支払例（入院保険金支払限度期間180日）について

入院・手術保障のお支払例(58～59ページ)をご参照ください。

緩和医療保障 全トヨタ労連「自家緩和医療共済」

契約概要 全トヨタ労連「自家緩和医療共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程について

全トヨタ労連引受分は、全トヨタ労連が定める「自家緩和医療共済規程」にもとづき実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規程にもとづき実施します。

▶ 3 加入できる方

損害保険会社が引受けける緩和医療保障へ加入できる方

▶ 4 保障額と掛金

掛け金は性別にかかわらず一律です。保障開始日時点での満年齢が60歳以上の方は60歳未満の方とは別の掛け金となります。契約額ごとの掛け金は以下のとおりです。

	基本契約保障額(円)	3,000円	5,000円	8,000円	10,000円
入院保障	入院保障額(円)	3,000	5,000	8,000	10,000
	全トヨタ労連引受額(円)	上記入院保障額の50%			
手術保障	手術保障額(万円)	1.5・3・6・12	2.5・5・10・20	4・8・16・32	5・10・20・40
	全トヨタ労連引受額(万円)	上記手術保障額の50%			
全トヨタ労連引受分 保険料(円)	発効日満年齢0～59歳	290	490	770	970
	発効日満年齢60～79歳	780	1,300	2,080	2,600

(61ページ告知義務等)を参照ください。

▶ 2 共済金をお支払いできない場合(免責)

注意喚起情報 損害保険会社「医療保険(1年契約用)(引受緩和特約)」(61ページ保険金をお支払いできない主な場合)を参照ください。

▶ 3 クーリング・オフ(加入のお申し込みの撤回等)

▶ 4 保険の効力発生日(保障開始日)

▶ 5 脱退時の手続き・返り金

▶ 6 保険金をお支払いする事由が発生したときは

▶ 7 保険会社破綻時の取扱い

(2)加入者の職業が下表にあてはまる場合には、共済金額を制限させていただくことがあります。

区分	共済金額を制限する職業・職種名
A	・競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者 ・潜水、潜航、サルベージ、その他これらに類する職業 ・坑内、隧道内作業に従事される方 ・近海または遠洋漁業の船舶乗組員 ・1,000円未満の船舶乗組員
B	・警察官、海上保安官、その他これらに類する職業 ・自衛官(防衛大学校生を含みます)
C	・ハイヤー、タクシー運転手

▶ 7 契約できる共済金の限度について

(1)終身医療保障に契約できる申込額は、入院日額3,000円または5,000円です。

(2)加入者1名につき1契約のみ契約することができます。

(3)こくみん共済 coop <全労済>の契約にすでにご加入の方については、共済金額を制限させていただくことがあります。

▶ 10 共済金のお支払いについてのご注意

(1)加入者が共済期間中に支払事由に該当した場合に共済金を支払います。

■ ベーシックタイプ180日型(主契約)

共済金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の概要
病気入院共済金	病気で入院したとき	入院共済金日額	入院	①発効日以後に発病した疾病的治療を目的とする入院 ②共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に開始した入院 ※入院中に入院日額を減額された場合は、各入院日における入院共済金日額により計算します。 ※発効日前に生じた疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因を直接の原因とする入院であっても、発効日から2年経過後に開始された入院は、発効日以後の原因による入院とみなします。 ※病気入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日からその日を含めて180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの入院は、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、病気入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院とします。 ※災害入院共済金が支払われる入院をしたのに、同一の不慮の事故を直接の原因として再入院したときは、事故日から180日以内に開始された再入院に限り、1回の入院とみなします。
災害入院共済金	不慮の事故で180日以内に入院したとき	1入院180日 × 通算1,000日	それぞれ 入院日数	病院または診療所で受けた公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料または放射線治療料の算定対象となるもの、先進医療に該当する診療行為のうち、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紉、摘除、郭清、縫合などの操作を加える手術、先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術で、 ①発効日以後に発病した疾病的治療を直接の目的とする手術、放射線治療 ②共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に受けた手術、放射線治療 ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表は手術・放射線治療を受けた時点で効力を有するものになります。 ※2つ以上の手術・放射線治療を同時に受けた場合には、1つの手術・放射線治療を受けたものとします。 ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において1日につき手術料が算定されるものとして規定されている手術に該当するときは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。 ※発効日前に生じた疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因を直接の原因とするときであっても、発効日から2年経過後に受けた場合、発効日以後の原因による手術・放射線治療とみなします。 [お支払いの対象となる例] ※お支払いについて制限がある場合があります。 例)腫瘍を摘出手術、白内障の手術、虫垂炎の手術、体外照射による放射線治療など [お支払いの対象とならない例] 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨・軟骨または閲節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、抜歯手術、診療報酬点数が1400点未満の手術、検査・生検目的の手術、美容整形手術など
手術共済金	所定の手術を受けたとき	入院共済金日額 × 10	入院	病院または診療所で受けた公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料または放射線治療料の算定対象となるもの、先進医療に該当する診療行為のうち、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紉、摘除、郭清、縫合などの操作を加える手術、先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術で、 ①発効日以後に発病した疾病的治療を直接の目的とする手術、放射線治療 ②共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に受けた手術、放射線治療 ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表は手術・放射線治療を受けた時点で効力を有するものになります。 ※2つ以上の手術・放射線治療を同時に受けた場合には、1つの手術・放射線治療を受けたものとします。 ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において1日につき手術料が算定されるものとして規定されている手術に該当するときは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。 ※発効日前に生じた疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因を直接の原因とするときであっても、発効日から2年経過後に受けた場合、発効日以後の原因による手術・放射線治療とみなします。 [お支払いの対象となる例] ※お支払いについて制限がある場合があります。 例)腫瘍を摘出手術、白内障の手術、虫垂炎の手術、体外照射による放射線治療など [お支払いの対象とならない例] 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨・軟骨または閲節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、抜歯手術、診療報酬点数が1400点未満の手術、検査・生検目的の手術、美容整形手術など
放射線治療共済金	所定の放射線治療を受けたとき	複数回受けた場合は、施術の開始日から60日に1回	入院	病院または診療所で受けた公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料または放射線治療料の算定対象となるもの、先進医療に該当する診療行為のうち、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紉、摘除、郭清、縫合などの操作を加える手術、先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術で、 ①発効日以後に発病した疾病的治療を直接の目的とする手術、放射線治療 ②共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に受けた手術、放射線治療 ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表は手術・放射線治療を受けた時点で効力を有するものになります。 ※2つ以上の手術・放射線治療を同時に受けた場合には、1つの手術・放射線治療を受けたものとします。 ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において1日につき手術料が算定されるものとして規定されている手術に該当するときは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。 ※発効日前に生じた疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因を直接の原因とするときであっても、発効日から2年経過後に受けた場合、発効日以後の原因による手術・放射線治療とみなします。 [お支払いの対象となる例] ※お支払いについて制限がある場合があります。 例)腫瘍を摘出手術、白内障の手術、虫垂炎の手術、体外照射による放射線治療など [お支払いの対象とならない例] 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨・軟骨または閲節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、抜歯手術、診療報酬点数が1400点未満の手術、検査・生検目的の手術、美容整形手術など

(※1)「日帰り入院」とは、病気やけがの治療のために入院し、その日のうちに退院した場合をいいます。お支払いの対象となる日帰り入院は入院料の支払いの有無などを参考にして判断します。

(※2)「不慮の事故等」とは、急激かつ偶然な外因による事故、およびこくみん共済 coop <全労済>所定の感染症をいいます。

▶ 11 共済金支払いの分割・繰り延べ・削減

上記11の事項に関する詳細は、契約概要 こくみん共済 coop <全労済>「団体定期生命共済」(46ページ)を参照ください。

▶ 12 割り戻し金について

▶ 13 掛金の払込免除について

▶ 14 共済金のご請求について

▶ 15 規約の変更

上記12～15の事項に関する詳細は、契約概要 こくみん共済 coop <全労済>「終身生命共済」(54ページ)を参照ください。

注意喚起情報 こくみん共済 coop <全労済>「終身生命共済」

▶ 1 加入申込書および質問表の記入について

(1)申込書は契約を締結するうえで重要ですので、正確にご記入ください。特に、質問表(健康状態等についての質問)について正確にお答えいただけなかった場合、契約を解除し、共済金を支払わないことがあります。加入者になる方の同意を得て、契約者自身が記入し、内容を充分にお確かめのうえ、署名・押印してください。

(2)申込書の内容および質問表的回答を確認したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は申込者(契約者)に通知します。

(3)契約者が申込書の「申込日」に記入した日を告知日(申込書の質問表への回答日)とします。

(4)健康診断書の提出が必要な場合

(ア)終身医療プラン、定期医療プラン(介護保障特約付きを含む)を通算して、入院日額10,000円を超えて申し込む場合には、健康診断書を提出していただきます(この健康診断書も加入審査の対象となります)。

(イ)過去2年以内にこくみん共済 coop <全労済>の終身生命共

(4)入院に関する共済金の限度

加入年齢	終身医療保障(終身医療プラン)	共済金額を制限する職業A、B、Cに当てはまる場合および重度障がい状態の場合
満15歳～満60歳	10,000円(15,000円)	5,000円(5,000円)
満61歳～満70歳	10,000円(10,000円)	5,000円(5,000円)
満71歳～満80歳	5,000円(5,000円)	5,000円(5,000円)

※()内は、こくみん共済 coop <全労済>の事業規約「個人長期生命共済」にもとづく定期医療プランに加入している場合、その入院共済金額を含んだ入院共済金限度額です。

▶ 8 掛金額

終身医療保障の掛金は、共済金額・加入時の年齢・性別等により異なります。具体的な掛け金は「当総合パンフレット」(28ページ)を参照ください。

▶ 9 共済金受取人について

上記9の事項に関する詳細は、「契約概要 こくみん共済 coop <全労済> 団体定期生命共済」(46ページ)を参照ください。なお、終身医療保障には死亡共済金はありません。

されている事由はすべてではありません。詳細については、全トヨタ労働組合連合会ホームページに掲載しておりますので必ず内容をご確認ください。

※ご契約をお引き受けした場合でも、発効日前の傷害または疾病を原因として支払事由が発生したときには、共済金をお支払いできない場合があります。

(1)すべての共済金

①加入者の犯罪行為

②加入者・契約者・共済金受取人の故意

③契約が解除された場合

④契約が無効となった場合や、詐欺等により取り消された場合など

(2)不慮の事故を原因とする共済金

①加入者・契約者・共済金受取人の重大な過失

②加入者の精神障がいまたは泥酔、疾病に起因して生じた事故

③無資格運転、酒気帯び運転およびこれに相当する運転中の事故

④原因がいかなる場合でもむち打ち症または腰・背痛で他覚症状のないものなど

(3)病気を原因とする共済金

①加入者・契約者・共済金受取人の重大な過失

②加入者の薬物依存またはそれにより生じた疾病

③原因がいかなる場合でもむち打ち症または腰・背痛で他覚症状のないものなど

④発効日前に発病した病気を原因とした、発効日から2年以内の入院、手術および先進医療など

※次については、共済金は重複して支払いません。

①病気入院共済金と災害入院共済金

▶ 5 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は「月払い」です。「指定口座自動振替」での実施になります。

▶ 4 満期返り金・契約者配当金

この保険には満期返り金・契約者配当金はありません。

▶ 5 ご加入後の留意事項

保険金をお支払いした場合、介護・認知症保障は失効となります。介護・認知症保障の年間保険料のうち、未払保険料がある場合は、全額をお支払いいただきます。なお、保険金をお支払いした方につきましては、介護・認知症保障に再度ご加入することはできません。

▶ 6 脱退時の手続き・返り金

ご加入後、保険の解約を希望される場合は、ゆうゆうセンターへご連絡ください。なお、解約された場合でも、解約返り金はございません。

注意喚起情報 損害保険会社「標準傷害保険(介護一時金支払特約)」

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いします。本書面はご契

▶ 6 加入限度を超過した契約について

「ゆうゆう共済」とは別に、こくみん共済 coop <全労済>が実施する交通災害共済に契約の場合は、すべての契約金額を合計してこくみん共済 coop <全労済>の事業規約および細則で定める加入限度額以内としてください。加入限度額を超えた契約については無効となり、共済金を支払いできません。

▶ 7 契約内容に関する届け出について

契約者は次の場合、直ちにゆうゆうセンターへ連絡ください。連絡がないと共済金を支払いできない場合があります。

- (1) 氏名や住所が変更となった場合、組合員(本人)または加入者の氏名を変更したとき(死亡共済金受取人や指定代理請求人を含む)
- (2) 組合員(本人)の住所を変更したとき
- (3) 加入者が「▶ 3 加入できる方(被共済者になる方)」(65 ページ)の範囲外となったとき
- (4) 加入者について、交通事故による傷害を被った場合

▶ 8 共済金支払いの分割・繰り延べ・削減について

▶ 9 契約の解除と契約の更新謝絶について

上記 8、9 の事項に関する詳細は、「契約概要 こくみん共済 coop <全労済>「団体定期生命共済」」(46 ページ)を参照ください。

資料(各保障に関する関連情報)

▶ 1 生命・後遺障害保障における「後遺障害等級表」

損害保険会社が引受する生命・後遺障害保障(傷害後遺障害)のお支払いについて、その基準となる損害保険会社所定の後遺障害等級表は下記のとおりです。

等級	身体障害	支払割合	等級	身体障害	支払割合
第1級	(1)両眼が失明したもの (2)咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5)両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6)両上肢の用を全廃したもの (7)両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8)両下肢の用を全廃したもの	100%	第7級	(11)両足の足指の全部の用を廃したもの(足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (12)外貌(がいぼう)に著しい醜状を残すもの (13)両側の睾丸(こうがん)を失ったもの	42%
第2級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は、万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの (2)両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5)両上肢を手関節以上で失ったもの (6)両下肢を足関節以上で失ったもの	89%	第8級	(1)1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2)脊柱に運動障害を残すもの (3)1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4)1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5)1下肢を5cm以上短縮したもの (6)1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7)1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8)1上肢に偽関節を残すもの (9)1下肢に偽関節を残すもの (10)1足の足指の全部を失ったもの	34%
第3級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5)両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78%	第9級	(1)両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2)1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3)両眼に半盲症、視野狭窄(きょうさく)または視野変状を残すもの (4)両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5)鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6)咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7)両耳の聴力を1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8)1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができ困難である程度になったもの (9)1耳の聴力を全く失ったもの (10)神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11)胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12)1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13)1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14)1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15)1足の足指の全部の用を廃したもの (16)外貌に相当程度の醜状を残すもの (17)生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第4級	(1)両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3)両耳の聴力を全く失ったもの (4)1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5)1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6)両手の手指の全部の用を廃したもの(手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節(母指にあたっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7)両足をリストラン関節以上で失ったもの	69%	第10級	(1)1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)正面視で複視を残すもの (3)咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4)14歯以上に対し歯科補綴(はてつ)を加えたもの (5)両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができ難い程度になったもの (6)1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7)1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8)1下肢を3cm以上短縮したもの (9)1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの (10)1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11)1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第5級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4)1上肢を手関節以上で失ったもの (5)1下肢を足関節以上で失ったもの (6)1上肢の用を全廃したもの (7)1下肢の用を全廃したもの (8)両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)	59%	第11級	(1)両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2)両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3)1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4)10歯以上に対し歯科補綴(はてつ)を加えたもの (5)両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6)1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7)脊柱に変形を残すもの (8)1手の示指、中指または環指を失ったもの (9)1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10)胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第6級	(1)両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3)両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5)脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6)1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7)1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8)1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%			
第7級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2)両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4)神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5)胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6)1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7)1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8)1足をリストラン関節以上で失ったもの (9)1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10)1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	42%			

「ゆうゆう共済」お問合せ窓口

1

一斉展開期間の制度内容・申込方法に関する
お問合せは…

期間限定
フリーダイヤル

0120-81-3401

【12月】

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26			

開設期間

2019年12月10日(火)～

2019年12月26日(木)

9:00～18:00

※フリーダイヤルの開設日は、青色に
塗りつぶしがされています。

2

共済金請求・その他「ゆうゆう共済」に関する
お問合せは…

全トヨタ労連
「ゆうゆうセンター」

0120-93-2681

受付時間

[月～金] 8:30～17:30

※長期連休はお休みとさせていただきます。

[代 表] TEL.0565-25-1901／FAX.0565-25-1781

[受付時間] 8:30～17:30 (IP電話・海外からのお問合せは、代表番号にお掛けください)

■ 「一斉展開 期間限定フリーダイヤル」利用時の注意

契約内容に関する詳細および各種試算については、個人情報保護により組合員(本人)からのお問合せのみご対応させていただきます。

■ 以下の期間は、お問合せ窓口をお休みとさせていただきます。

・年末年始(2019年12月27日～2020年1月5日) ・4月末～5月初旬および8月の長期連休